

令和3年度外国人技能実習機構業務統計 概要

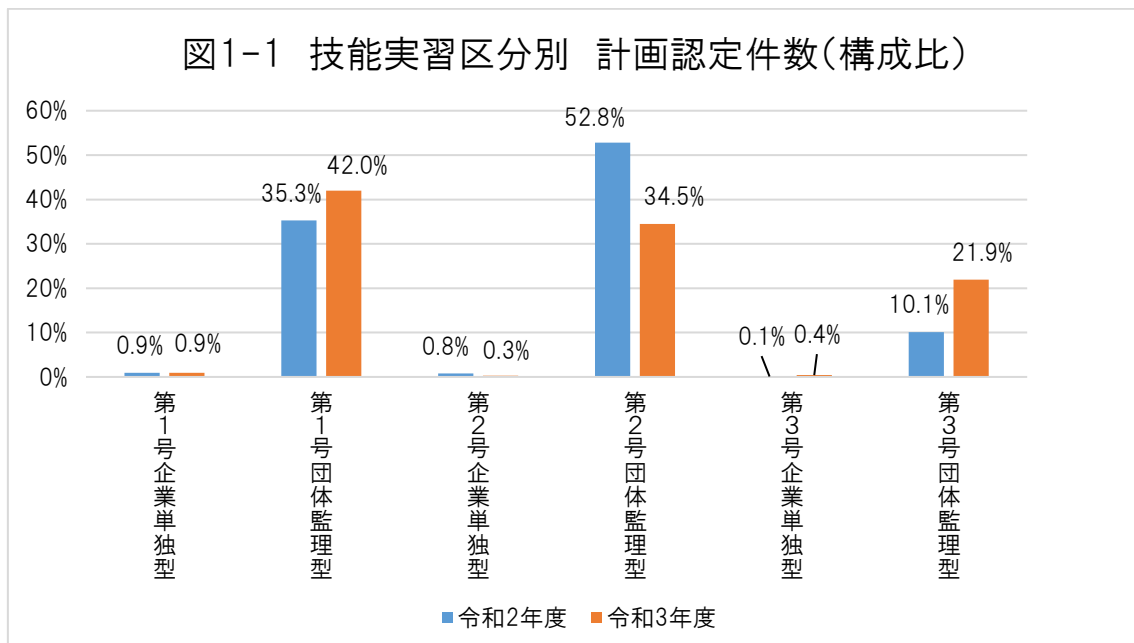
- ・ 本業務統計は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの外国人技能実習機構の業務の状況を集計したものである。
- ・ (1-1) 等の表記は関連する別添の業務統計個表の番号を指し、【図 1-1】【表 1-1】等は本概要に掲載している図又は表の番号を指している。

第1 技能実習計画の認定

1 技能実習区分別技能実習計画認定件数 (1-1) 【図 1-1】

令和3年度に認定を受けた技能実習計画件数は 171,387 件(令和2年度：256,408 件。以下、令和2年度の数値を () 内に記載。)であった。

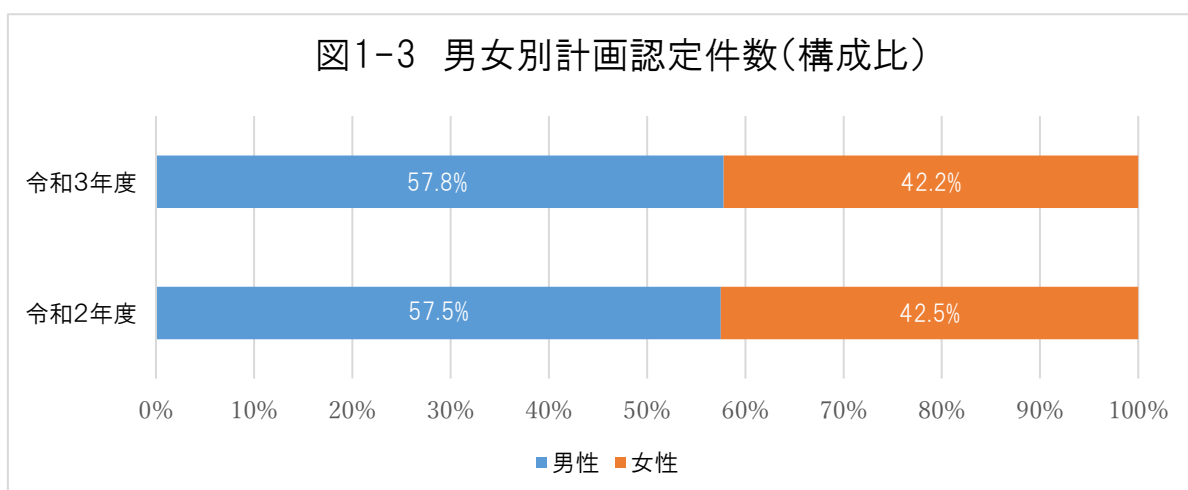
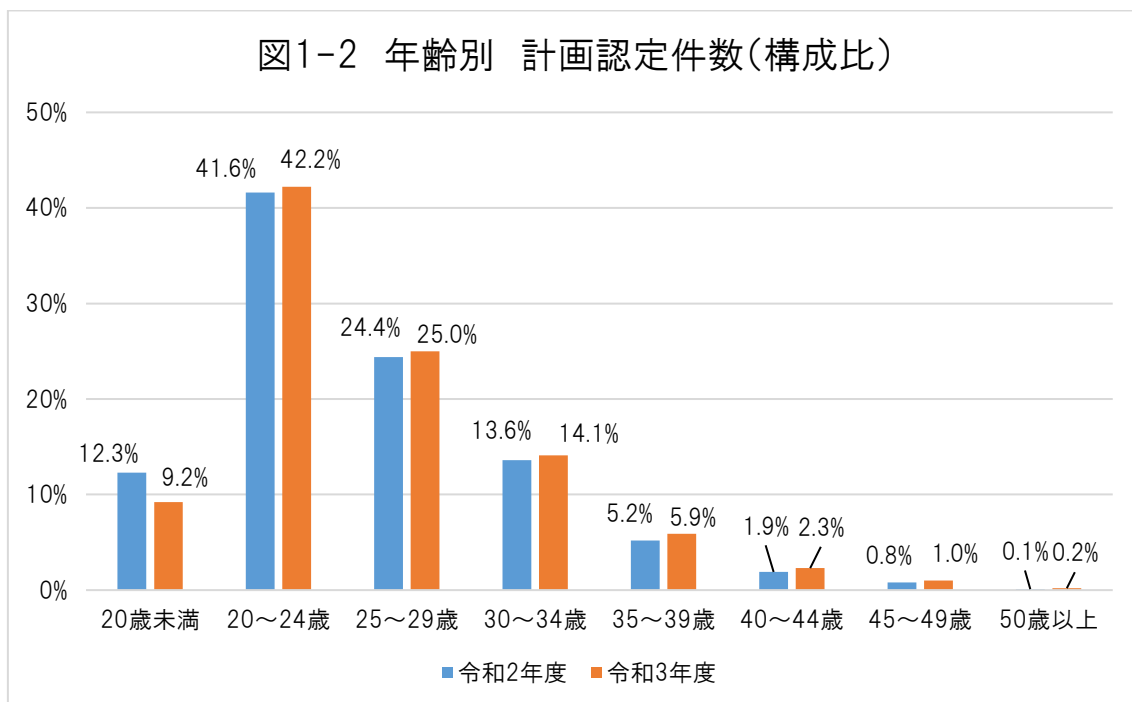
技能実習区分別にその構成をみると、最も多いのが第1号団体監理型技能実習で 42.0% (35.3%)、次いで第2号団体監理型技能実習で 34.5% (52.8%) となっている。



2 年齢・男女別技能実習計画認定件数（1-2）【図 1-2】【図 1-3】

技能実習生の年齢別（男女計）に構成をみると、20～24 歳の範囲が最も多く 42.2%（41.6%）、次いで 25～29 歳が 25.0%（24.4%）、30～34 歳が 14.1%（13.6%）となっている。

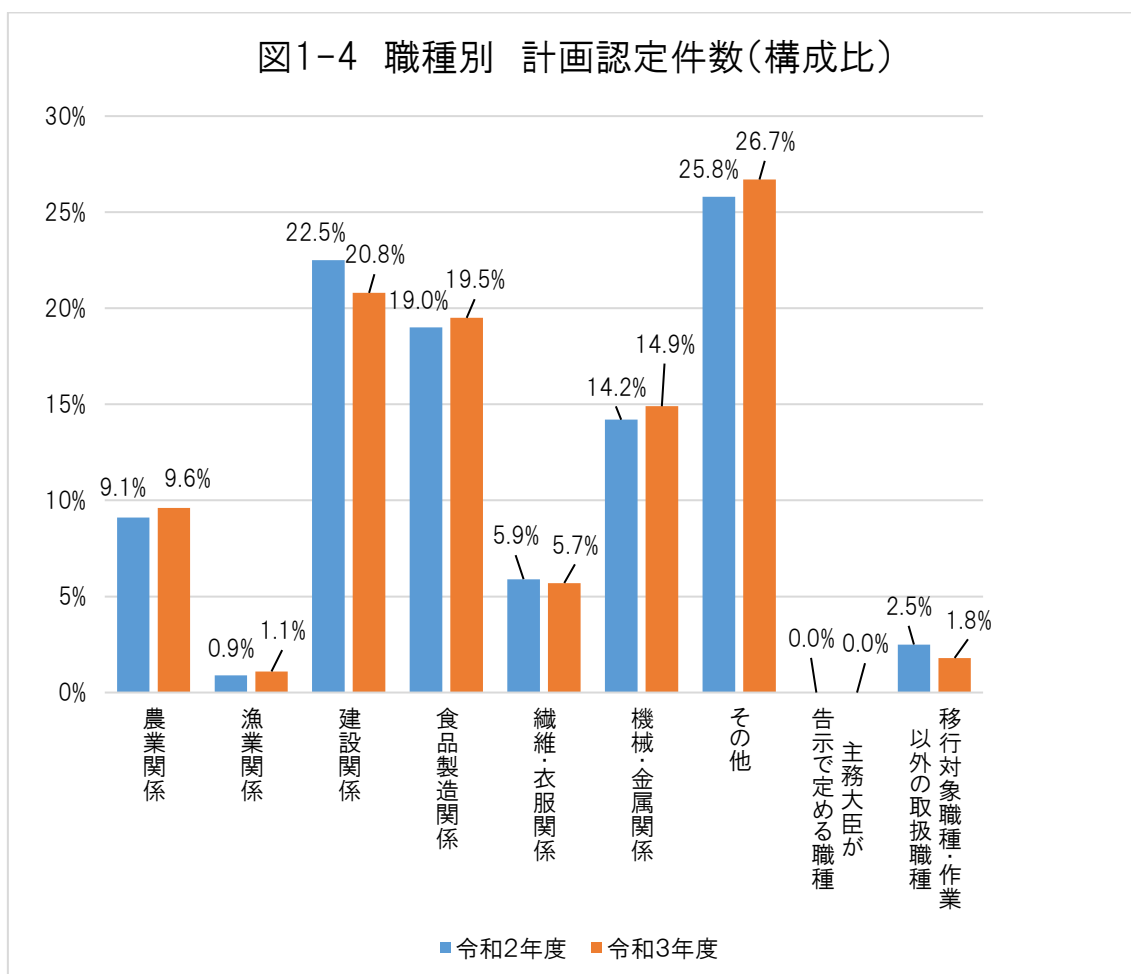
また、男女別では、男性が 57.8%（57.5%）、女性が 42.2%（42.5%）となっている。



3 職種別技能実習計画認定件数（1-4）【図 1-4】

職種別にみると、職種全体のうち、建設関係の職種が最も多く20.8%（22.5%）、次いで食品製造関係の職種が19.5%（19.0%）、機械・金属関係の職種が14.9%（14.2%）となっている。

また、移行対象職種・作業以外の取扱職種による技能実習計画の認定を受けた件数の割合は、全体の1.8%（2.5%）となっている。



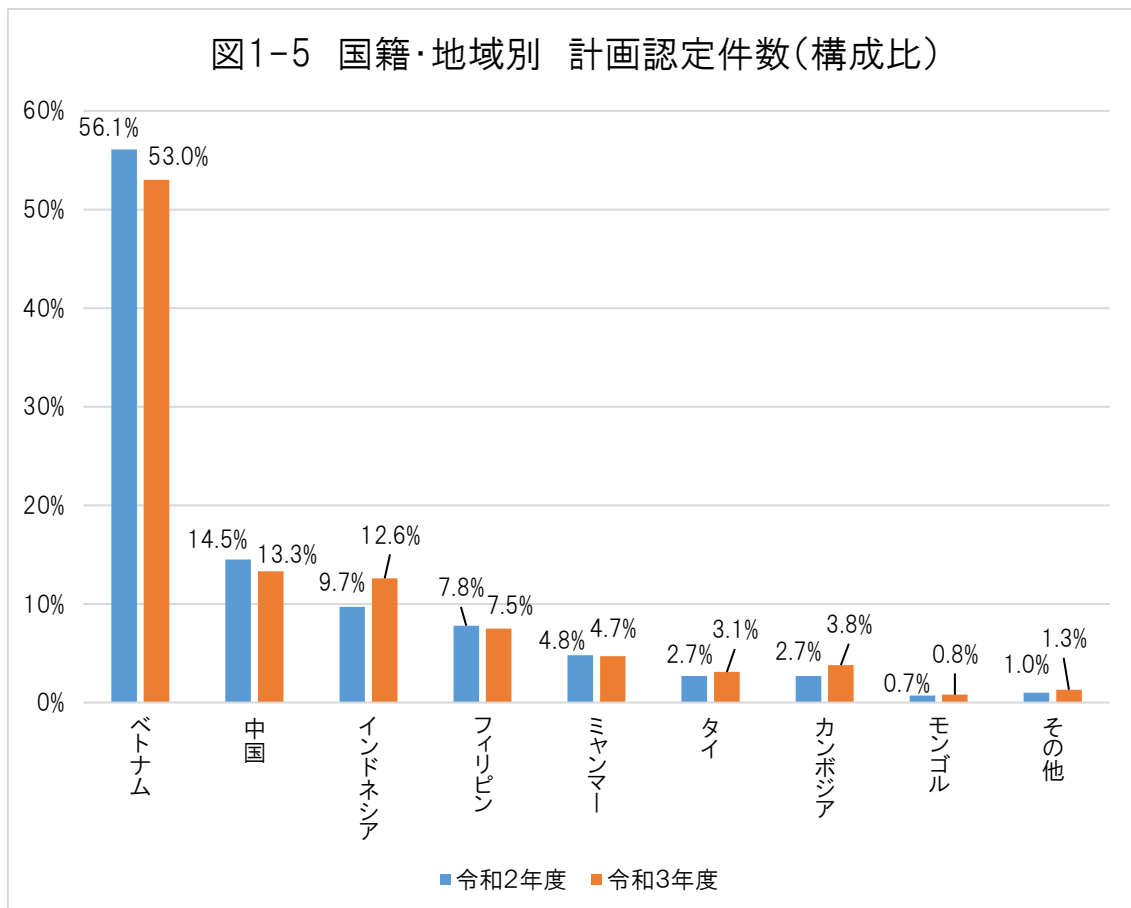
※1 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造である。以下同じ。

※2 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリングである。以下同じ。

※3 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第2号技能実習又は第3号技能実習を実施できない職種である。以下同じ。

4 国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-5）（1-6）【図 1-5】～【図 1-11】

技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが 90,753 件（143,742 件）で 53.0%（56.1%）と全体の半分を占め、次いで中国の 22,879 件（37,208 件）で 13.3%（14.5%）、インドネシアの 21,651 件（24,922 件）で 12.6%（9.7%）となっている。



技能実習計画認定件数の多い上位3か国について、職種別の構成をみると、以下のような結果となっている。

図1-6 ベトナム

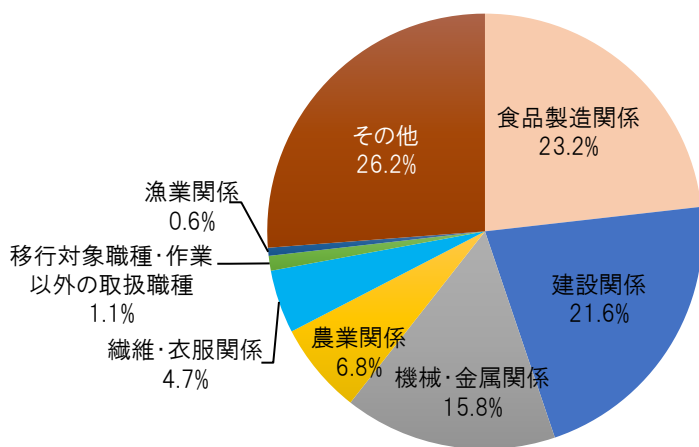


図1-7 中国

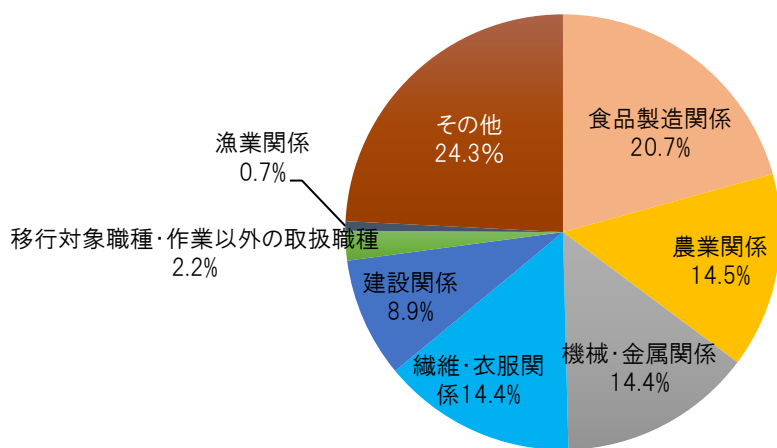
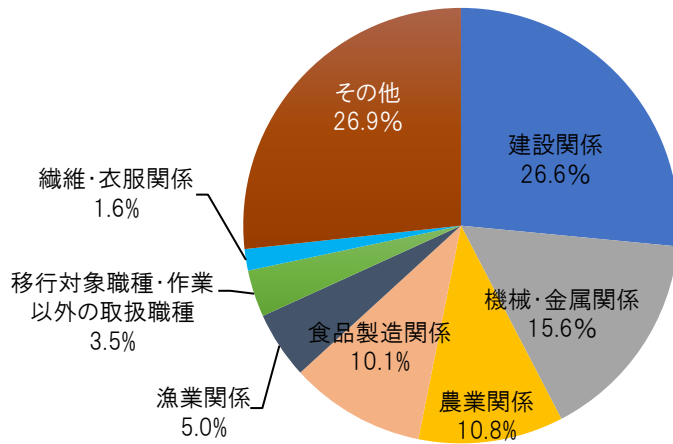


図1-8 インドネシア



技能実習計画認定件数の多い上位3職種について、国籍・地域別の構成をみると、以下のような結果となっている。

図1-9 建設関係

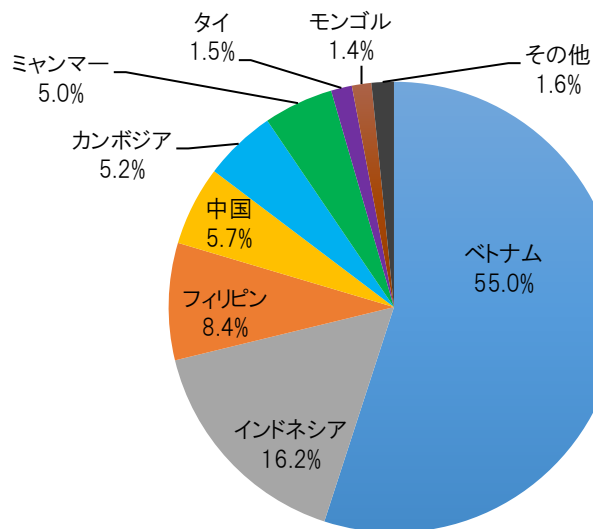


図1-10 食品製造関係

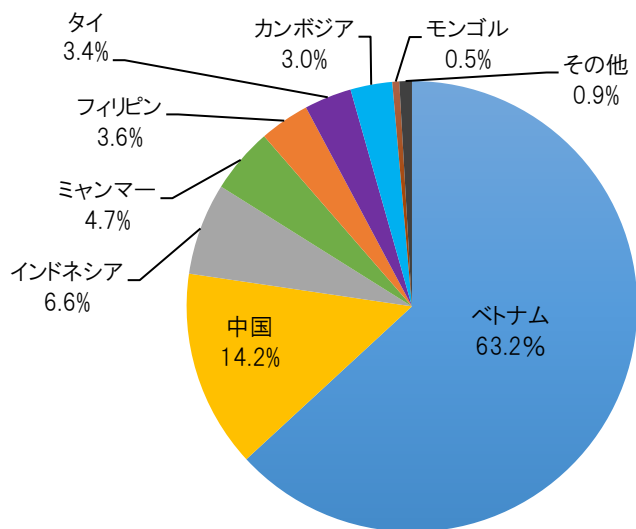
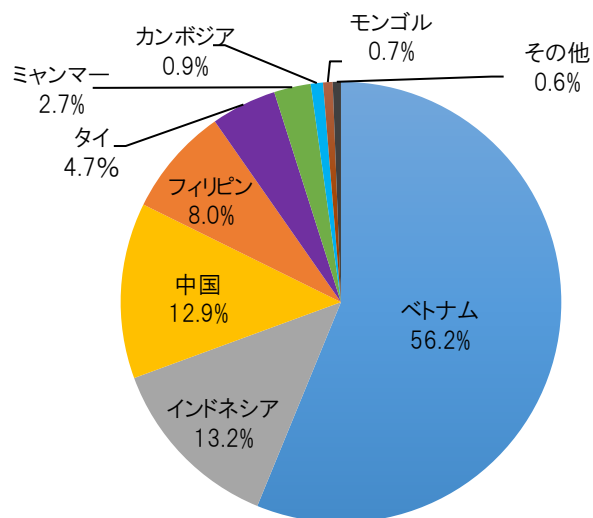


図1-11 機械・金属関係



5 都道府県別技能実習計画認定件数（1-7）【表 1-1】

認定を受けた技能実習計画を、技能実習が実施されている事業所の所在する都道府県別の構成で見ると、愛知県が最も多く全体の 9.6%を占めている。

※ 技能実習を行わせる事業所が複数の都道府県にまたがる場合は、主な事業所の所在地で集計している。

表 1-1 令和 3 年度 都道府県別計画認定件数（構成比）

都道府県	構成比	都道府県	構成比	都道府県	構成比
北海道	3.5%	石川県	1.4%	岡山県	2.5%
青森県	0.7%	福井県	1.2%	広島県	3.5%
岩手県	0.8%	山梨県	0.7%	山口県	1.0%
宮城県	1.2%	長野県	1.7%	徳島県	0.7%
秋田県	0.3%	岐阜県	3.6%	香川県	1.5%
山形県	0.6%	静岡県	3.8%	愛媛県	1.7%
福島県	1.0%	愛知県	9.6%	高知県	0.6%
茨城県	4.8%	三重県	3.0%	福岡県	3.4%
栃木県	2.0%	滋賀県	1.5%	佐賀県	0.7%
群馬県	2.6%	京都府	1.4%	長崎県	0.7%
埼玉県	5.3%	大阪府	5.2%	熊本県	2.3%
千葉県	4.6%	兵庫県	3.6%	大分県	1.1%
東京都	3.7%	奈良県	0.8%	宮崎県	1.1%
神奈川県	3.8%	和歌山県	0.5%	鹿児島県	1.8%
新潟県	1.2%	鳥取県	0.4%	沖縄県	0.6%
富山県	1.8%	島根県	0.4%		

6 都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-8）【表 1-2】

職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下の
ような結果となっている。

表 1-2 令和3年度 都道府県別、職種別計画認定件数（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	茨城県 21.1%	熊本県 10.8%	千葉県 6.9%	北海道 6.9%	鹿児島県 4.6%
2 漁業関係	広島県 32.7%	北海道 7.9%	兵庫県 7.6%	岡山県 7.5%	千葉県 7.5%
3 建設関係	東京都 9.5%	埼玉県 9.0%	愛知県 8.4%	神奈川県 7.5%	大阪府 7.1%
4 食品製造関係	北海道 8.1%	埼玉県 6.0%	愛知県 5.3%	千葉県 5.2%	大阪府 4.5%
5 繊維・衣服関係	岐阜県 9.7%	愛知県 6.9%	岡山県 6.5%	福井県 6.2%	愛媛県 4.8%
6 機械・金属関係	愛知県 14.8%	三重県 6.5%	大阪府 6.4%	岐阜県 6.3%	兵庫県 5.7%
7 その他	愛知県 12.7%	大阪府 6.2%	埼玉県 5.3%	岐阜県 4.7%	広島県 4.6%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	愛知県 20.0%	長野県 8.0%	群馬県 5.3%	埼玉県 5.0%	滋賀県 4.8%

（注）主務大臣が告示で定める職種の、令和3年度における認定件数は0件である。以下の表において同じ。

7 都道府県別、国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-9）【表 1-3】

技能実習生の国籍・地域別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-3 令和3年度 都道府県別、国籍・地域別計画認定件数（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
ベトナム	愛知県 8.9%	大阪府 6.3%	埼玉県 5.1%	千葉県 4.3%	兵庫県 4.2%
中国	愛知県 11.0%	茨城県 7.5%	岐阜県 6.8%	埼玉県 5.4%	千葉県 5.0%
インドネシア	愛知県 7.8%	茨城県 7.1%	埼玉県 5.6%	静岡県 4.8%	神奈川県 4.7%
フィリピン	愛知県 12.6%	静岡県 6.5%	広島県 5.5%	埼玉県 5.0%	千葉県 4.6%
ミャンマー	愛知県 7.1%	福岡県 5.4%	埼玉県 5.1%	大阪府 4.9%	北海道 4.5%
タイ	愛知県 13.5%	茨城県 8.8%	千葉県 7.2%	埼玉県 6.9%	三重県 6.3%
カンボジア	愛知県 9.0%	熊本県 7.3%	茨城県 6.6%	岐阜県 5.9%	福岡県 3.8%
モンゴル	埼玉県 11.0%	神奈川県 10.5%	東京都 10.0%	愛知県 8.9%	北海道 7.7%
その他	愛知県 24.3%	埼玉県 9.5%	千葉県 6.4%	北海道 5.7%	新潟県 5.6%

8 国籍・地域別、都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-10-1）～（1-10-9）

【表 1-4】～【表 1-6】

技能実習計画認定件数の多い上位3か国（ベトナム、中国、インドネシア）について、職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-4 令和3年度 都道府県別、職種別計画認定件数（ベトナム）（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	茨城県 14.3%	熊本県 9.4%	北海道 8.6%	千葉県 7.1%	鹿児島県 5.4%
2 漁業関係	広島県 66.6%	岡山県 18.2%	北海道 7.5%	兵庫県 6.8%	熊本県 0.9%
3 建設関係	大阪府 9.0%	東京都 8.8%	埼玉県 8.7%	愛知県 7.5%	神奈川県 7.5%
4 食品製造関係	北海道 6.5%	埼玉県 5.6%	千葉県 4.9%	大阪府 4.7%	福岡県 4.4%
5 繊維・衣服関係	愛知県 7.4%	岡山県 7.1%	岐阜県 5.5%	福井県 5.3%	広島県 5.3%
6 機械・金属関係	愛知県 13.0%	大阪府 7.8%	兵庫県 7.7%	岐阜県 5.7%	三重県 5.3%
7 その他	愛知県 13.7%	大阪府 7.0%	岐阜県 4.7%	埼玉県 4.6%	静岡県 4.5%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	福岡県 10.1%	長野県 8.5%	広島県 7.3%	滋賀県 7.1%	愛知県 5.7%

表 1-5 令和3年度 都道府県別、職種別計画認定件数（中国）（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	茨城県 33.9%	北海道 9.5%	千葉県 7.7%	愛知県 6.9%	熊本県 6.1%
2 漁業関係	広島県 59.2%	岡山県 16.6%	兵庫県 15.9%	北海道 4.5%	宮城県 3.8%
3 建設関係	東京都 14.3%	千葉県 13.4%	埼玉県 13.3%	愛知県 11.5%	神奈川県 7.2%
4 食品製造関係	北海道 14.8%	愛知県 8.6%	神奈川県 7.6%	静岡県 7.1%	大阪府 5.9%
5 繊維・衣服関係	岐阜県 17.9%	岡山県 7.1%	愛知県 6.6%	愛媛県 5.8%	福井県 5.1%
6 機械・金属関係	愛知県 16.4%	三重県 9.1%	岐阜県 7.8%	静岡県 5.8%	大阪府 5.1%
7 その他	愛知県 15.5%	埼玉県 7.7%	大阪府 7.5%	岐阜県 7.2%	静岡県 5.0%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	群馬県 23.5%	埼玉県 13.5%	神奈川県 5.9%	滋賀県 5.5%	広島県 5.5%

表 1-6 令和3年度 都道府県別、職種別計画認定件数（インドネシア）（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	茨城県 34.5%	熊本県 7.4%	鹿児島県 6.5%	千葉県 6.3%	群馬県 5.7%
2 漁業関係	千葉県 12.6%	宮崎県 10.5%	広島県 10.1%	北海道 8.5%	高知県 7.6%
3 建設関係	東京都 10.1%	神奈川県 9.1%	埼玉県 8.4%	愛知県 7.0%	千葉県 5.3%
4 食品製造関係	鹿児島県 9.4%	宮城県 7.3%	茨城県 6.1%	三重県 5.3%	香川県 5.1%
5 繊維・衣服関係	福井県 14.4%	富山県 10.4%	岡山県 9.5%	愛媛県 9.5%	三重県 8.1%
6 機械・金属関係	愛知県 13.2%	静岡県 11.8%	三重県 6.0%	長野県 5.8%	岡山県 5.1%
7 その他	愛知県 9.6%	埼玉県 7.0%	茨城県 5.2%	広島県 5.2%	神奈川県 4.7%
8 移行対象職種・作業以外の取扱職種	長野県 12.3%	愛知県 10.4%	岡山県 9.1%	三重県 7.4%	滋賀・大分県 7.0%

第2 監理団体の許可

1 監理団体許可件数（2-1、2-3）

令和3年度に新たに許可を受けた監理団体は277件（434件）、有効期間更新許可を受けた監理団体は347件（414件）となっている。

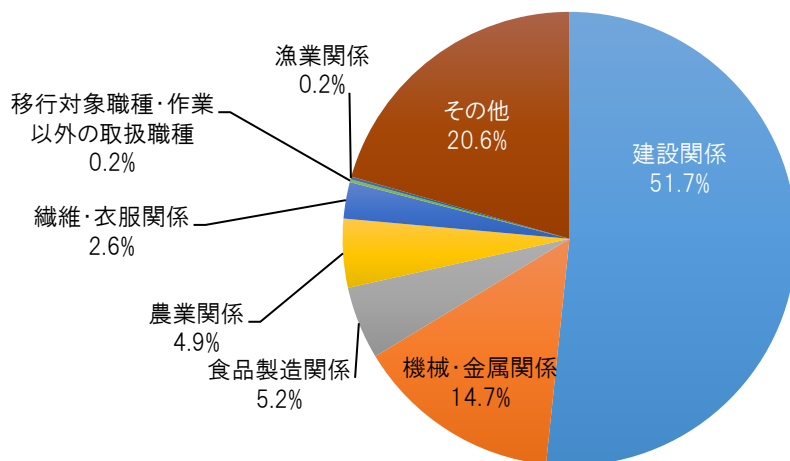
なお、監理団体の総数は3,505件で、そのうち一般監理事業1,781件、特定監理事業1,724件となっている（令和4年3月31日現在）。

※ 一般監理事業は第1号団体監理型技能実習から第3号団体監理型技能実習までのすべての技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業は第1号団体監理型技能実習及び第2号団体監理型技能実習の技能実習に係る監理事業を行うことができる。

2 職種別監理団体許可件数（2-4）【図2-1】

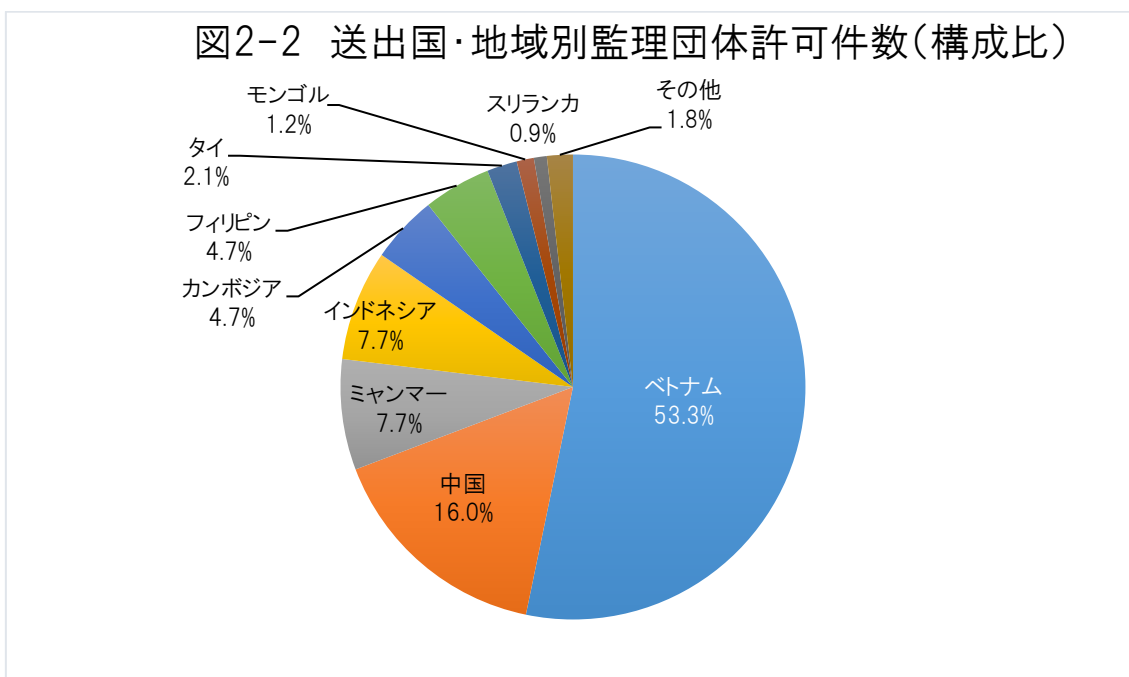
監理団体が許可を受ける際に申請する監理事業対象職種をみると、建設関係が950件（2,019件）で51.7%と最も多く、次いでその他が378件（584件）で20.6%、機械・金属関係が271件（391件）で14.7%となっている。

図2-1 職種別監理団体許可件数(構成比)



3 送出国・地域別監理団体許可件数（2-5）【図 2-2】

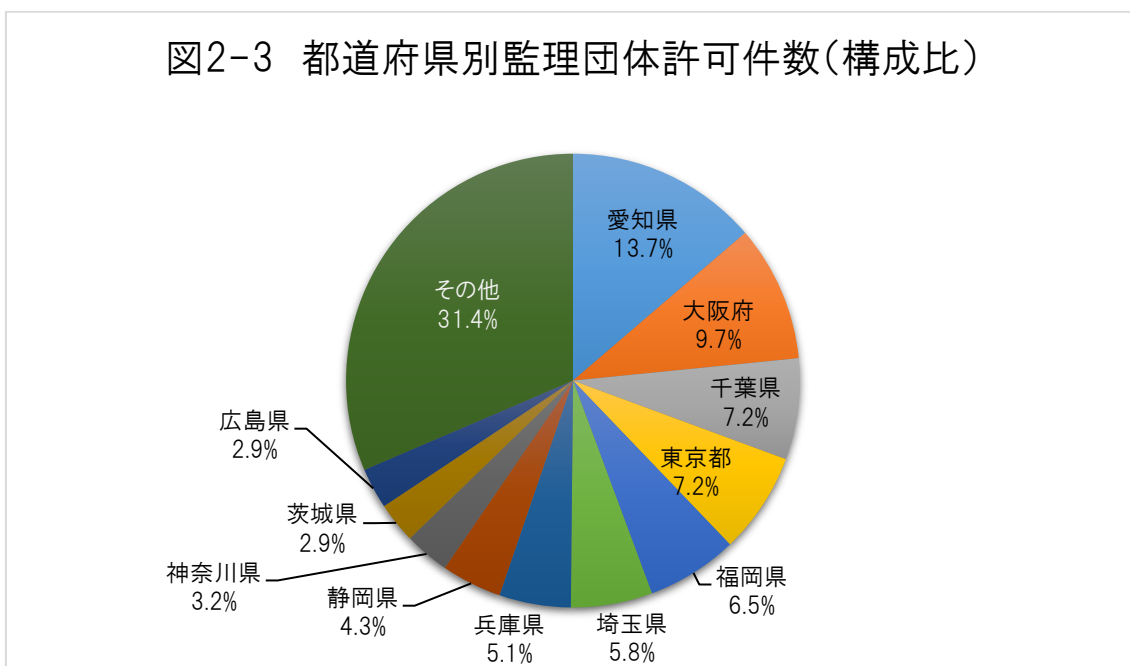
監理団体が許可を受ける際に申請する外国の送出国・地域別にみると、ベトナムの180件（296件）が53.3%と最も多く、次いで中国が54件（67件）で16.0%、ミャンマー26件（47件）とインドネシア26件（28件）が7.7%となっている。



4 都道府県別監理団体許可件数（2-6）【図 2-3】

監理団体許可件数を法人の所在地の都道府県別にみると、愛知県が 38 件（54 件）で 13.7%と最も多く、次いで大阪府が 27 件（51 件）で 9.7%、千葉県 20 件（26 件）と東京都が 20 件（23 件）で 7.2%となっている。

図2-3 都道府県別監理団体許可件数(構成比)

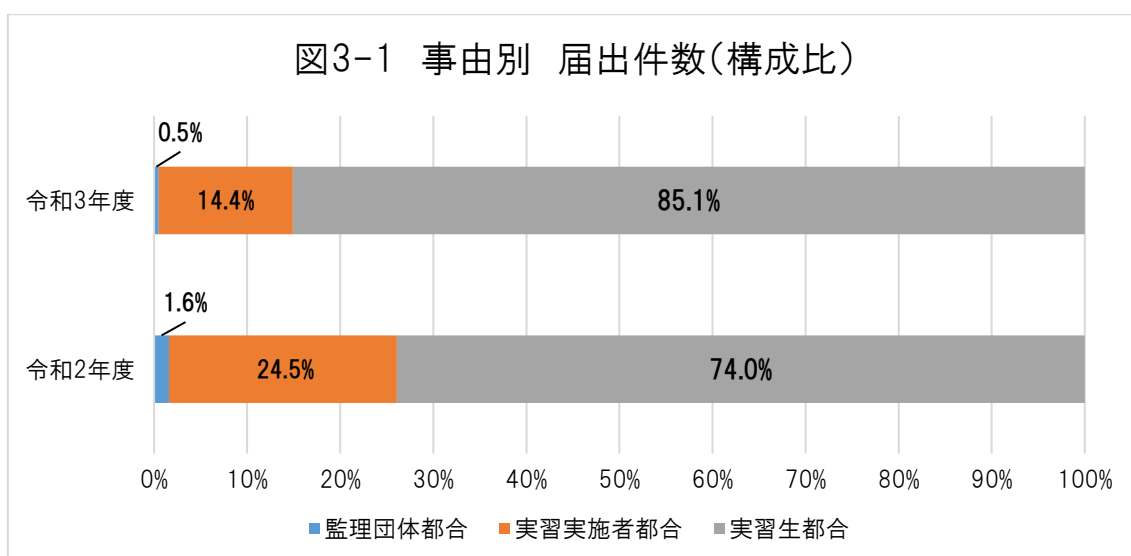


第3 技能実習実施困難時届出

1 受入形態別、事由別技能実習実施困難時届出件数 (3-1) 【図 3-1】

令和3年度に、認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習を行うことができず、技能実習実施困難時届出があったのは 38,447 件 (31,637 件) である。

届出の事由別にみると、実習生都合 85.1%、実習実施者都合 14.4%、監理団体都合 0.5% となっている。



第4 相談・援助

1 言語別、相談内容別母国語相談件数（4-1）及び言語別申告件数（4-2）【図 4-1】～【図 4-3】

令和3年度に母国語相談（技能実習生からの実習や生活上の相談を母国語で受け付けるもの）に寄せられた相談の件数は23,701件（13,353件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く14,460件（7,085件）で61.0%、次いで中国語の5,793件（3,988件）で24.4%となっている。

内容は、「管理に関すること」が3,967件（3,210件）、「賃金・時間外労働等の労働条件に関すること」が3,877件（2,291件）となっている。

また、令和3年度に申告（実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が技能実習法令等の規定に違反する事実がある場合において、技能実習生が、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することをいう。）がなされた件数は104件（82件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く58件（36件）で55.8%、次いで中国語が24件（18件）で23.1%、インドネシア語が9件（5件）で8.7%となっている。

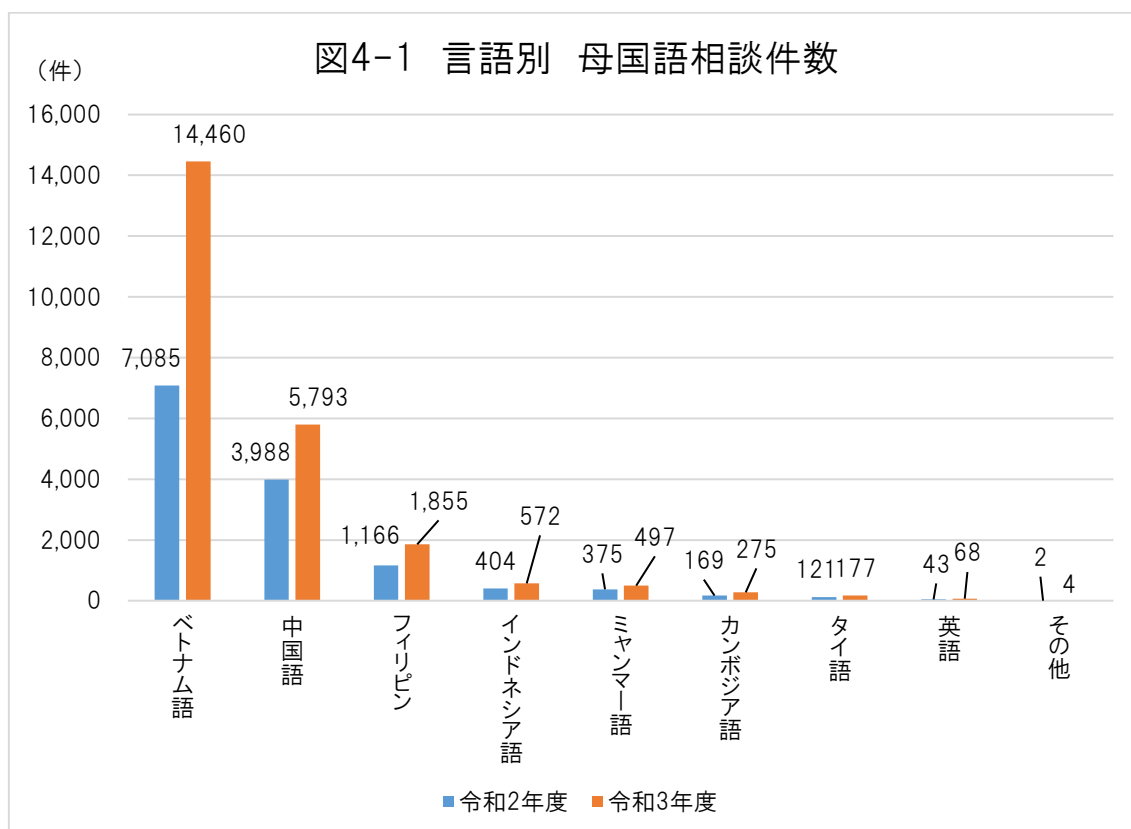


図4-2 言語別 母国語相談件数(構成比)

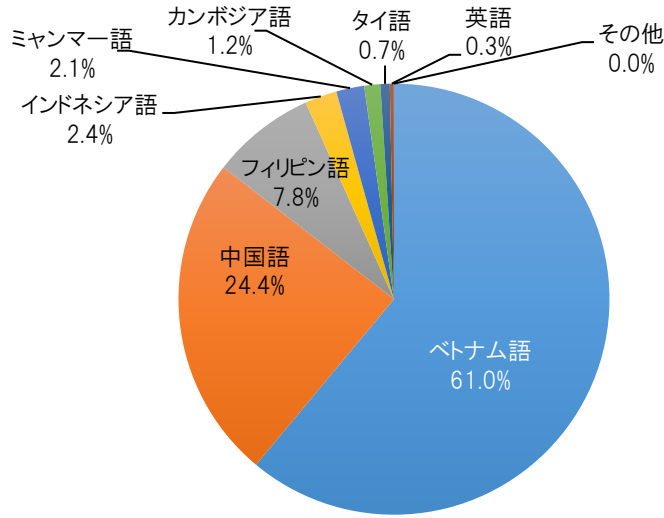
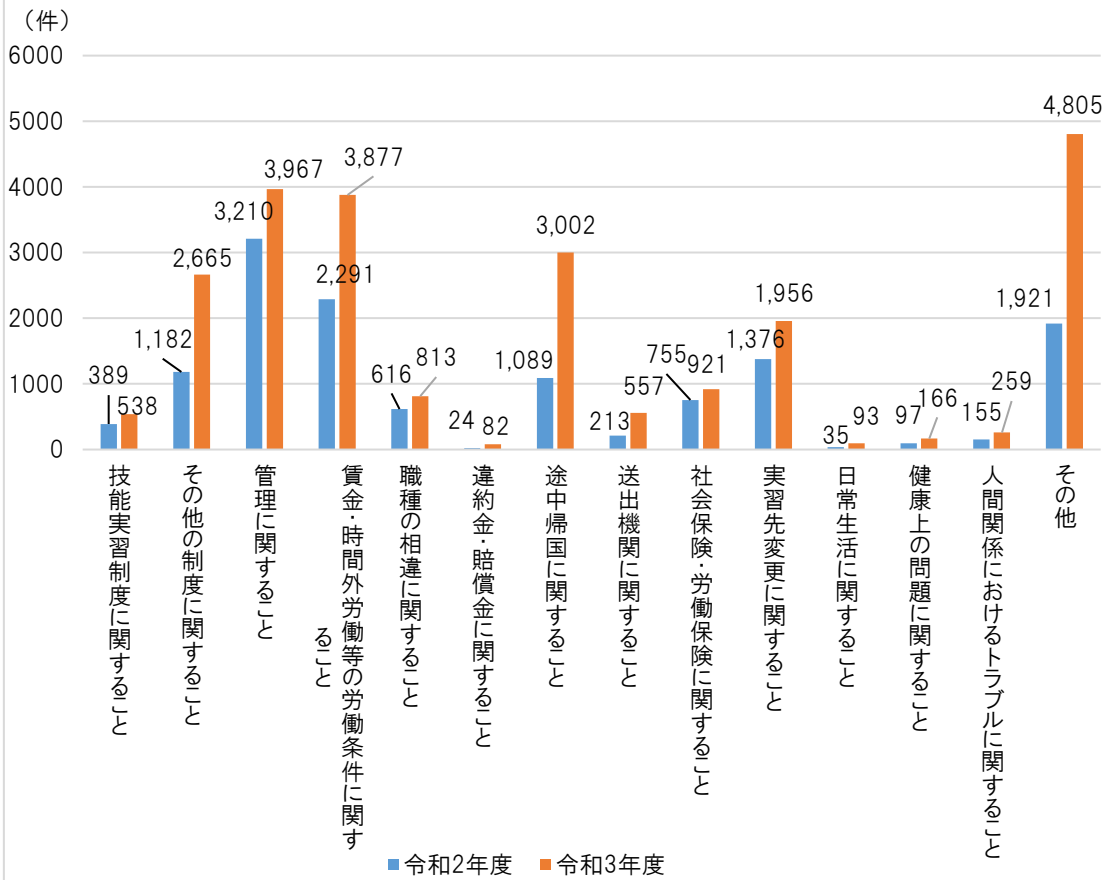


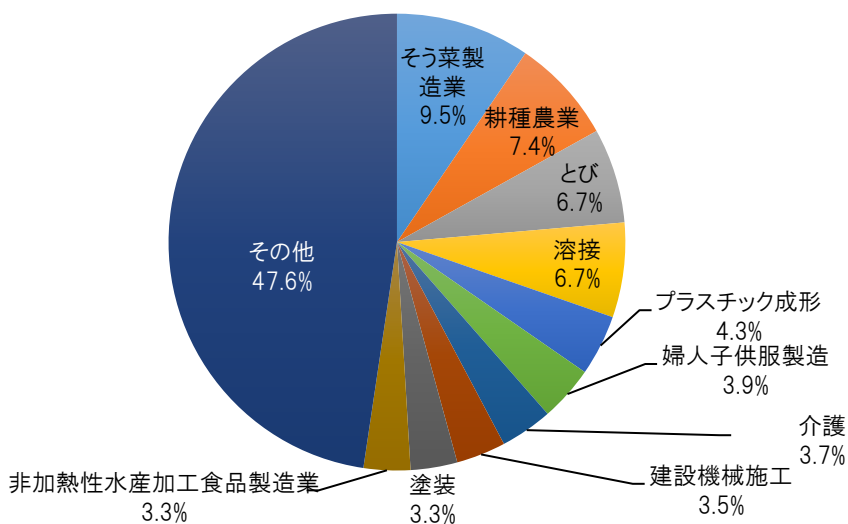
図4-3 相談内容別 母国語相談件数



2 職種別、級別受検手続支援件数（延べ人数）（4-4）【図 4-4】

技能実習生の受検手続支援（実習生が、技能検定等を適切に受検し、次の段階の技能実習に移行できるよう、試験機関等への申請の取次等を行うもの）について、令和3年度に支援を行った件数は191,558件（265,473件）となっており、職種別にみると、そう菜製造業が最も多く9.5%、次いで耕種農業が7.4%、とびが6.7%、溶接が6.7%となっている。

図4-4 職種別試験実施機関取次件数(構成比)

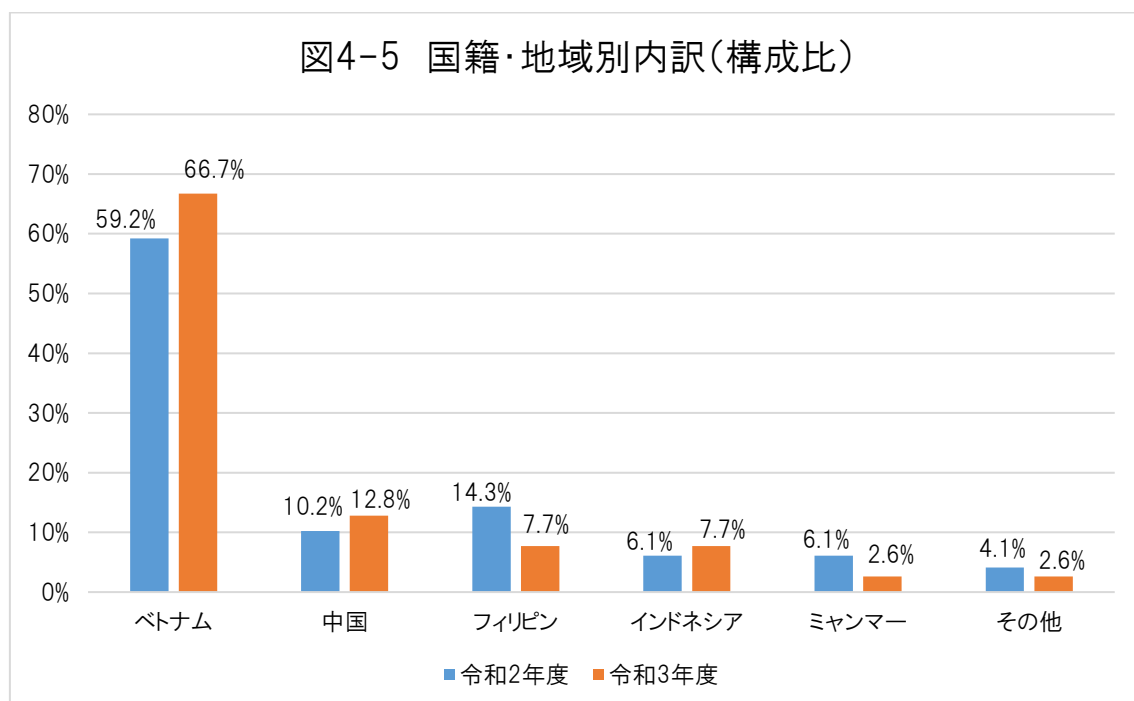


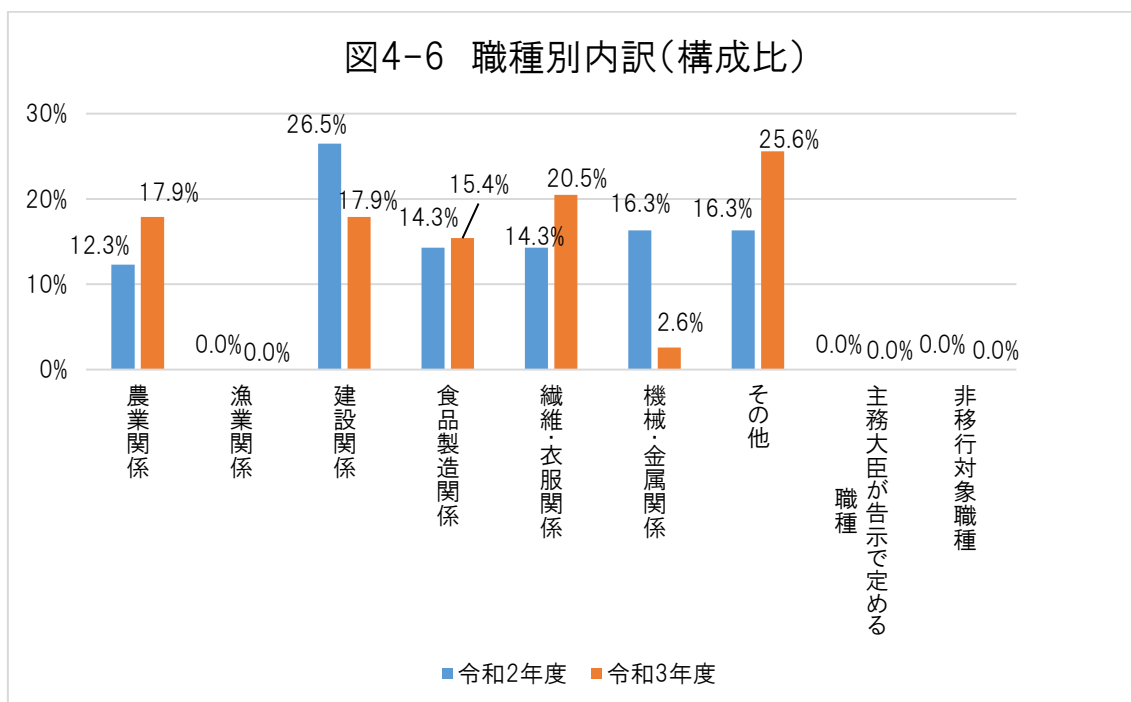
3 実習先変更個別支援受理件数（国籍・地域別内訳、職種別内訳）（4-6）【図 4-5】【図 4-6】

令和 3 年度の実習先変更個別支援受理件数は 39 件（49 件）である。

国籍・地域別にみると、ベトナムが最も多く 26 件（29 件）で 66.7%（59.2%）、次いで中国の 5 件（5 件）で 12.8%（10.2%）、フィリピンの 3 件（7 件）とインドネシアの 3 件（3 件）で 7.7%となっている。

また、職種別にみると、繊維・衣服関係が 8 件（7 件）で 20.5%（14.3%）、農業関係が 7 件（6 件、12.3%）と建設関係が 7 件（13 件、26.5%）で 17.9%、その他が 10 件（8 件）で 25.6%（16.3%）となっている。





第5 国際関係 (5-1)

1 二国間取決め締結状況と送出機関の認定状況

技能実習生の送出しについては、送出国政府の推薦を受けた送出機関から受け入れることとされている。この点、送出国政府との間において二国間取決めがなされている場合には、送出国政府が送出機関の認定を行っている。

同取決めのある締結国は令和4年3月末時点で14か国（14か国）となっている。また、送出機関数については同時点で1,731機関（1,581機関）となっている。

第6 実地検査 (6-1) (6-2) (6-3) 【図6-1】～【図6-4】

外国人技能実習機構が、令和3年4月から令和4年3月までの間に実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数は28,267（20,671）である。

このうち、技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数は10,339（7,847）（違反割合36.6%（38.0%））であり、違反件数は17,234件（13,053件）である。

主な違反の内容は、

- ・ 実習実施者については、「実習内容等が計画と相違」（3,968件（2,383件））、「届出・報告等が不適切」（2,614件（1,374件））
- ・ 監理団体については、「実習実施者の監理・指導が不適切」（1,566件（825件））、「帳簿書類の作成・備付け、届出等が不適切」（805件（835件））である。

実地検査で技能実習法違反が認められたものについては、改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認している。

また、特に悪質な事案については、法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による行政処分等（実習実施者については改善命令や認定計画取消し、監理団体については改善命令や許可取消し等）の対象となる。

実習実施者	24,105	(17,308)
監理団体	4,162	(3,363)
計	28,267	(20,671)

技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数

実習実施者	8,283	(6,445)	(違反割合 34.4% (37.2%))
監理団体	2,056	(1,402)	(違反割合 49.4% (41.7%))
計	10,339	(7,847)	(違反割合 36.6% (38.0%))

実習実施者及び監理団体において確認された違反の件数（違反条文数）

実習実施者	13,577	(10,361)
監理団体	3,657	(2,692)
計	17,234	(13,053)

(注) 一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

【参考：令和3年度に実施した行政処分等の状況】

- ◎実習実施者：認定計画取消し 177 者 2,080 件、改善命令 6 者
- ◎監理団体：許可取消し 13 団体、改善命令 10 団体

図6-1 実地検査を実施した実習実施者数及び違反率

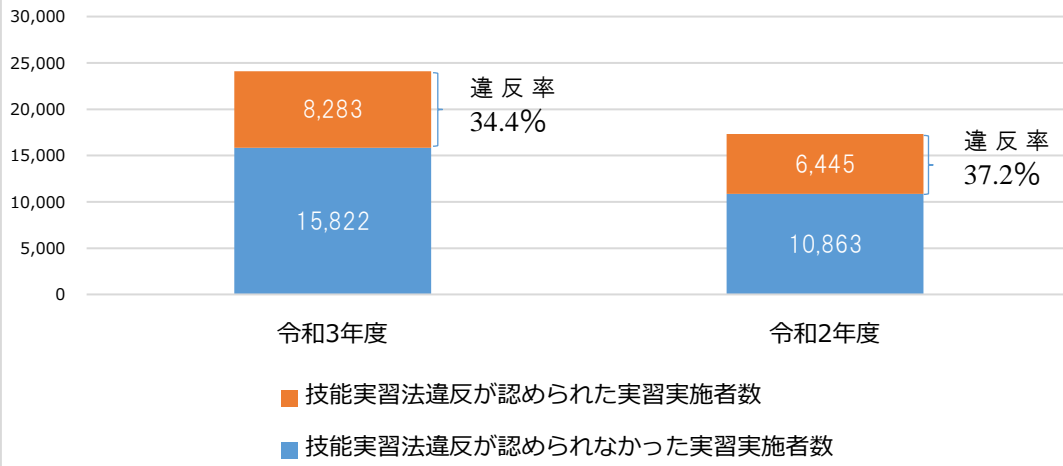


図6-2 実地検査を実施した監理団体数及び違反率

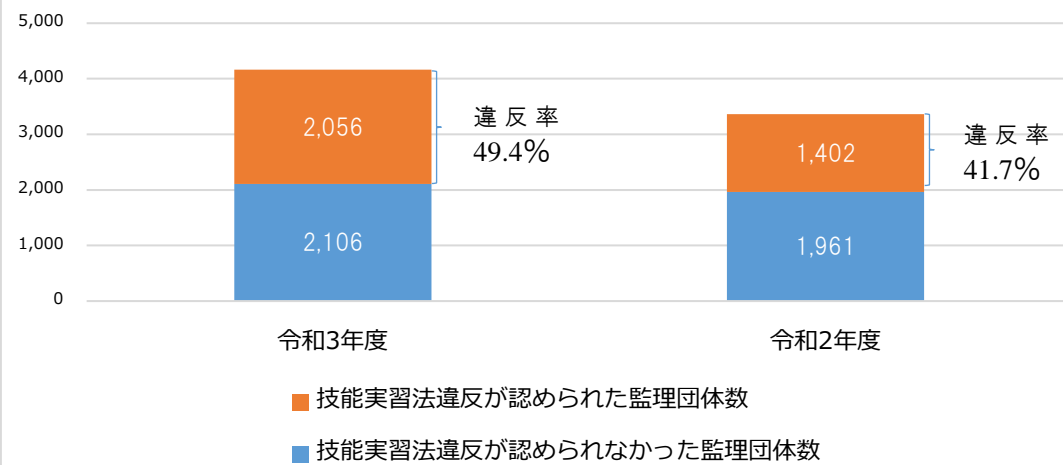


図6-3 違反状況(実習実施者)

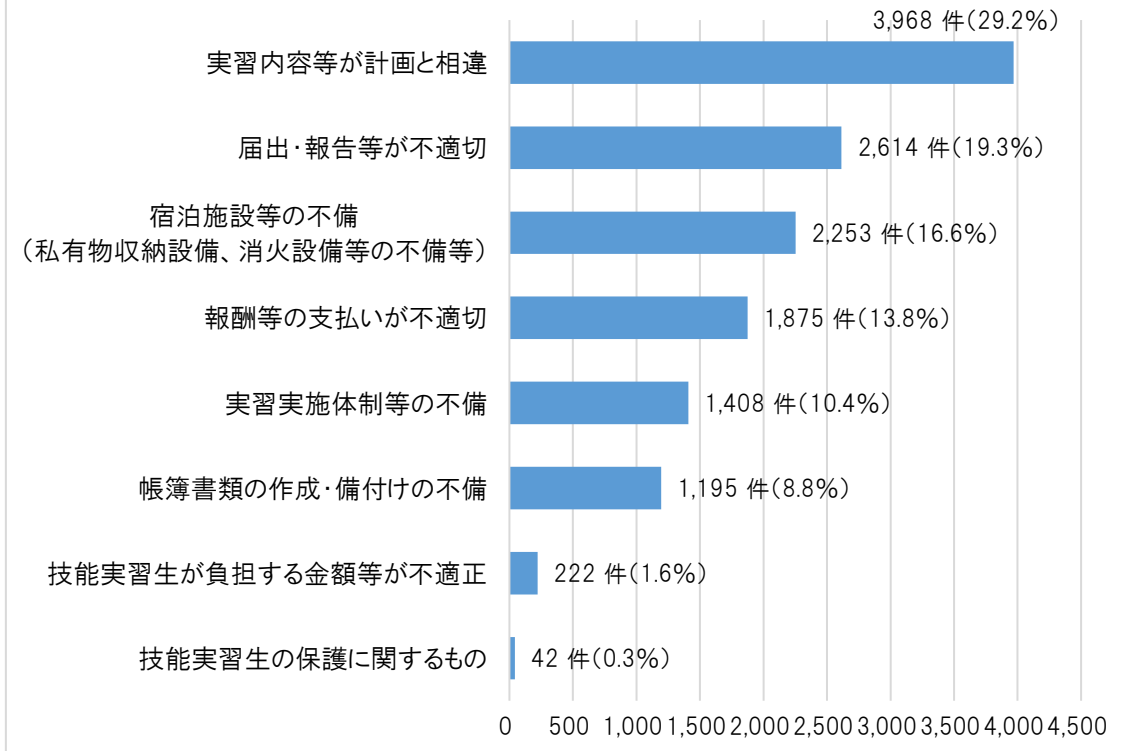
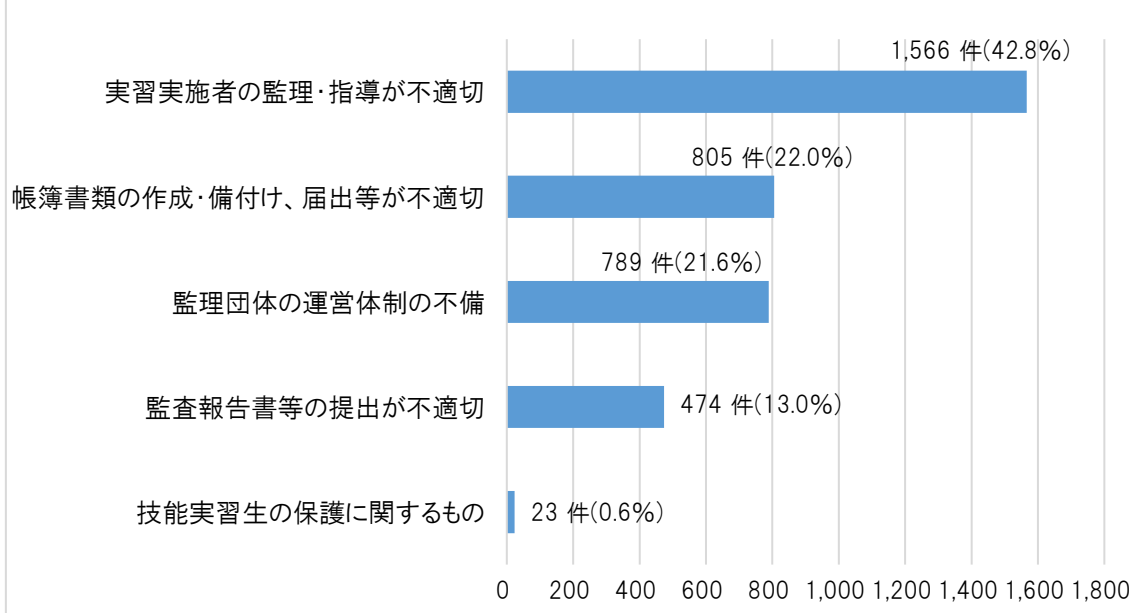


図6-4 違反状況(監理団体)



※ 図6-3、図6-4の()内は、違反件数全体に占める割合である。

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

技能実習を修了した技能実習生のうち、令和3年9月1日から令和3年12月31日までの間に帰国(予定を含む※)した国籍がベトナム、中国、インドネシア、フィリピン及びタイの者。

※帰国予定であったが新型コロナウイルス感染症の影響で本国に帰国しておらず、日本で在留資格「特定活動」により在留中の元技能実習生(以下「帰国予定であった元実習生」という。)を含む。

3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票とオンライン調査による回答方法の案内書を送付し、調査対象者への配付を依頼。
- (2) 調査対象者は帰国後又は実習修了後に調査票に回答し、母国から外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、または母国からオンラインにより回答。
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)。

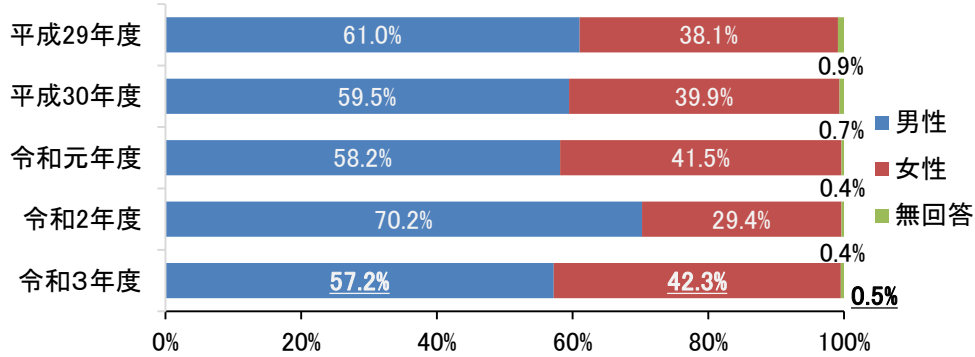
4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
27,046	7,930 (うち「帰国していない」と回答した者は4,554)	29.3%

有効回答者の内訳

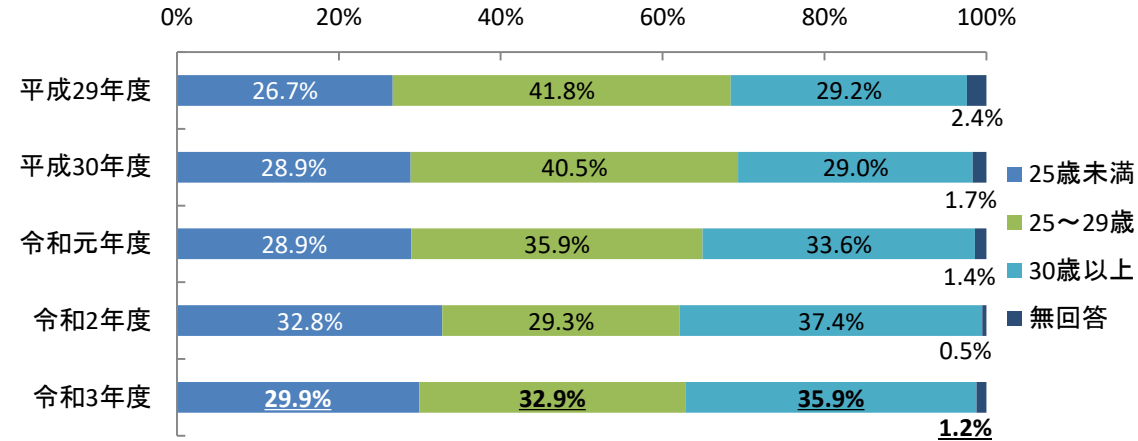
回答者の性別

「男性」が57.2%、「女性」が42.3%を占めている。



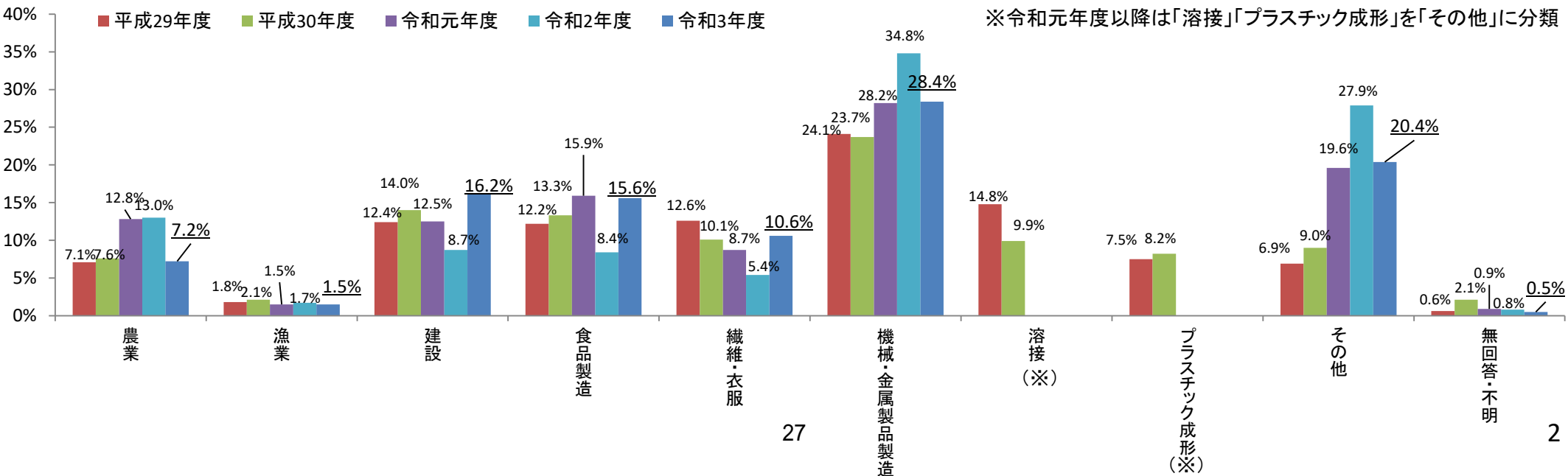
回答者の年齢

30歳未満が62.8%を占めている。



技能実習の職種

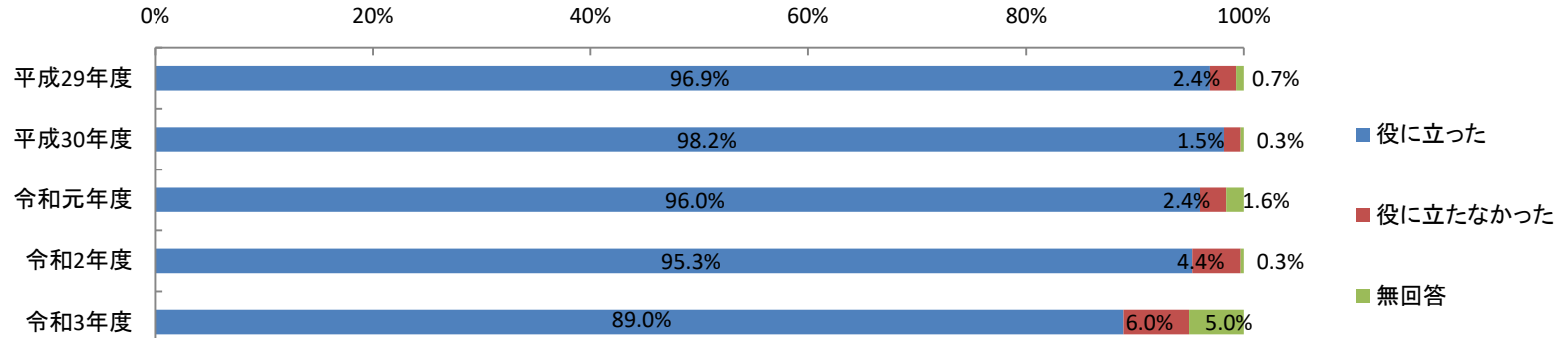
「機械・金属(28.4%)」、「その他(20.4%)」、「建設(16.2%)」の順で多くなっている。



技能実習の効果

技能実習の効果

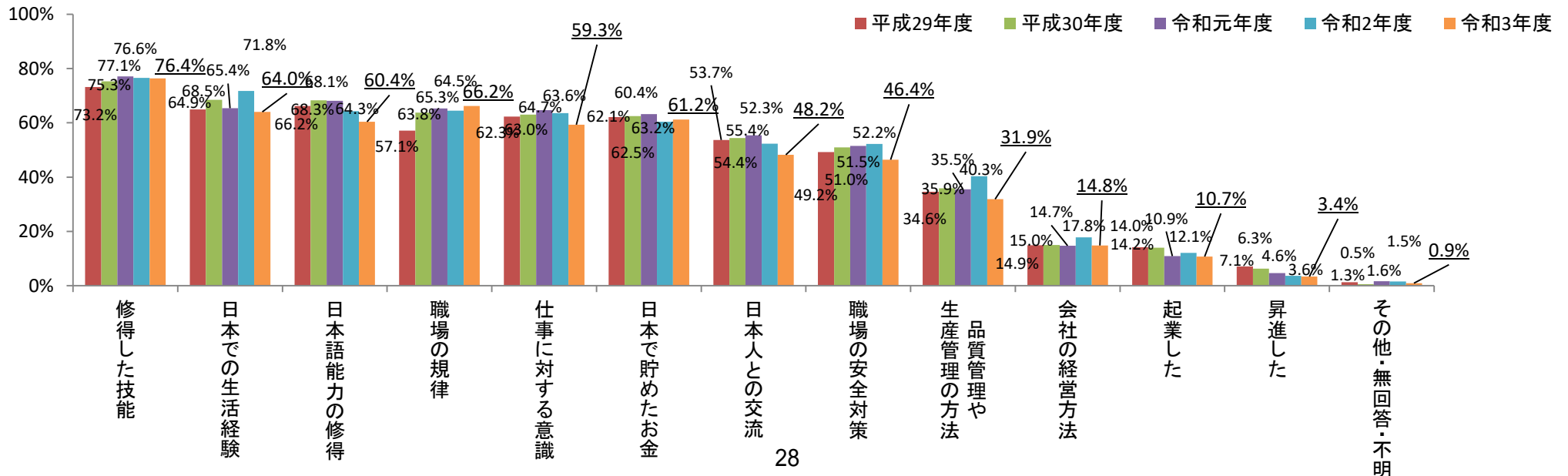
技能実習期間を通じて学んだことが「帰国後、役に立った」と回答した人は89.0%となっている。



※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を母数から除いている。

役に立った内容

役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が76.4%と最も多く、「職場の規律」が66.2%「日本での生活経験」が64.0% と続く。



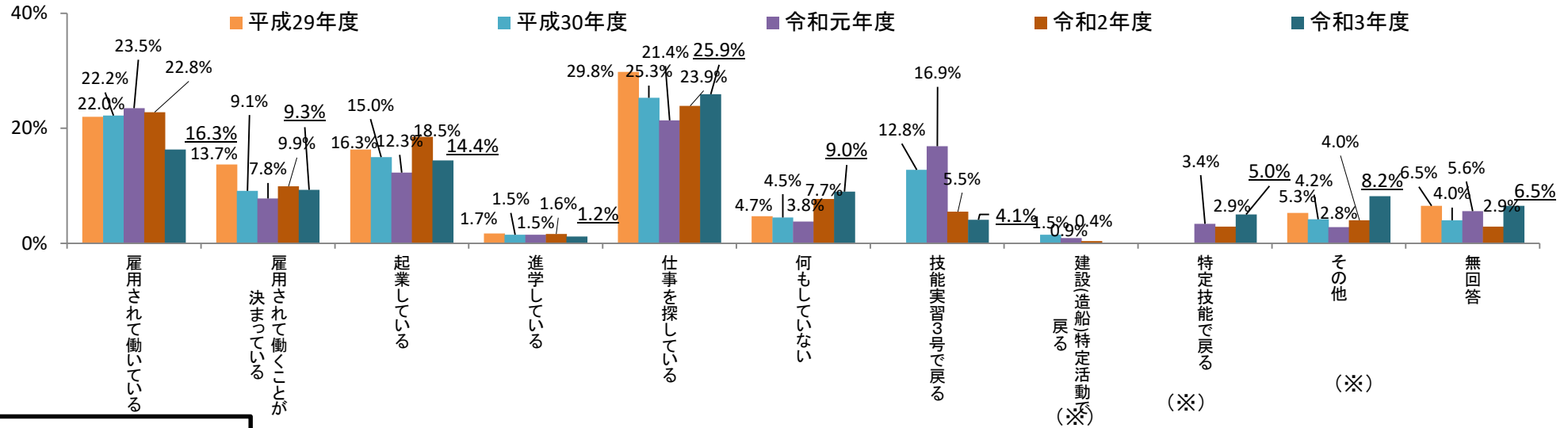
※ 複数回答可

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況

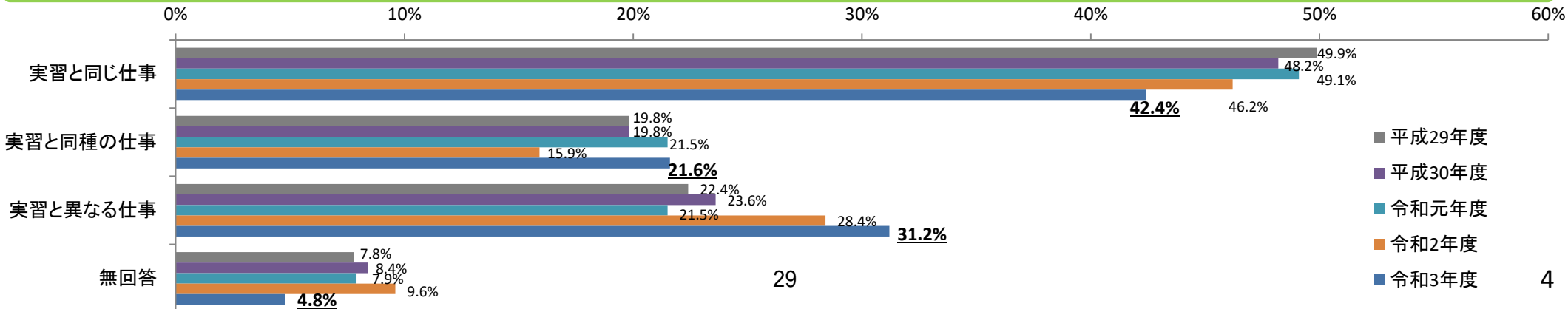
※「技能実習3号で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。
 「建設（造船）特定活動で戻る」は平成30年度から令和2年度まで選択肢に追加。
 「特定技能で戻る」は令和元年度から選択肢に追加。 令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含まない。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(16.3%)」、「雇用されて働くことが決まっている(9.3%)」または「起業している(14.4%)」と回答した人は40.0%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は25.9%となっている。なお、職種別の状況はP9、国籍別の状況はP10、実習区分別はP11のとおりである。



従事する仕事の内容

「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(42.4%)」または「実習と同種の仕事(21.6%)」と回答した人は64.0%となっている。

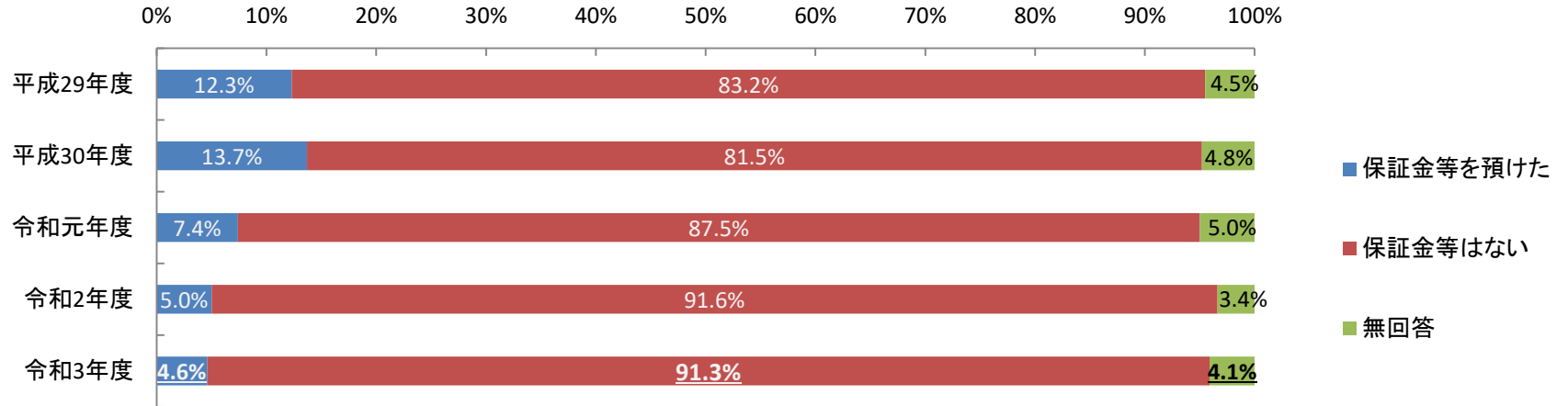


保証金の有無等

保証金等の提供の有無

※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含む。

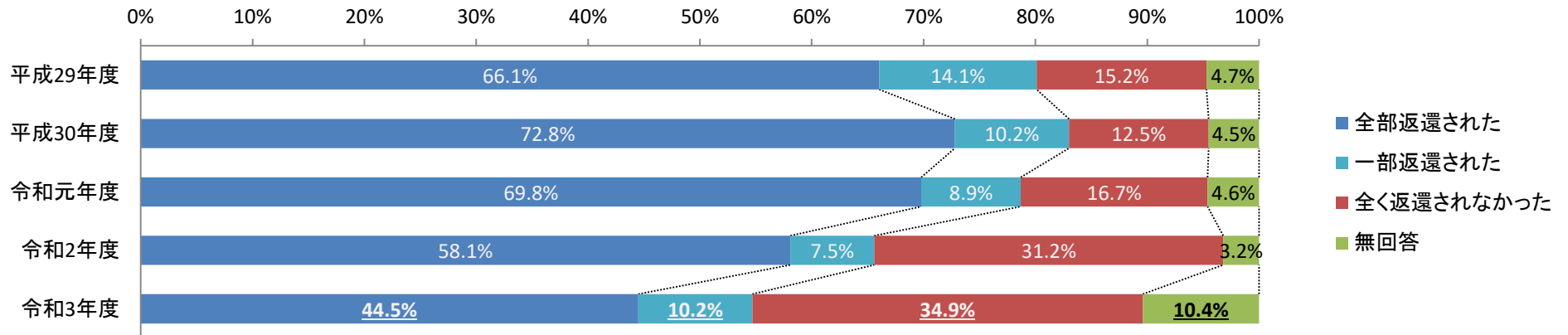
送出機関や監理団体に保証金等を預けたか尋ねたところ、「保証金等はない」と回答した人は91.3%となっている。



保証金等の返還の有無

※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含む。

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は44.5%となっている。



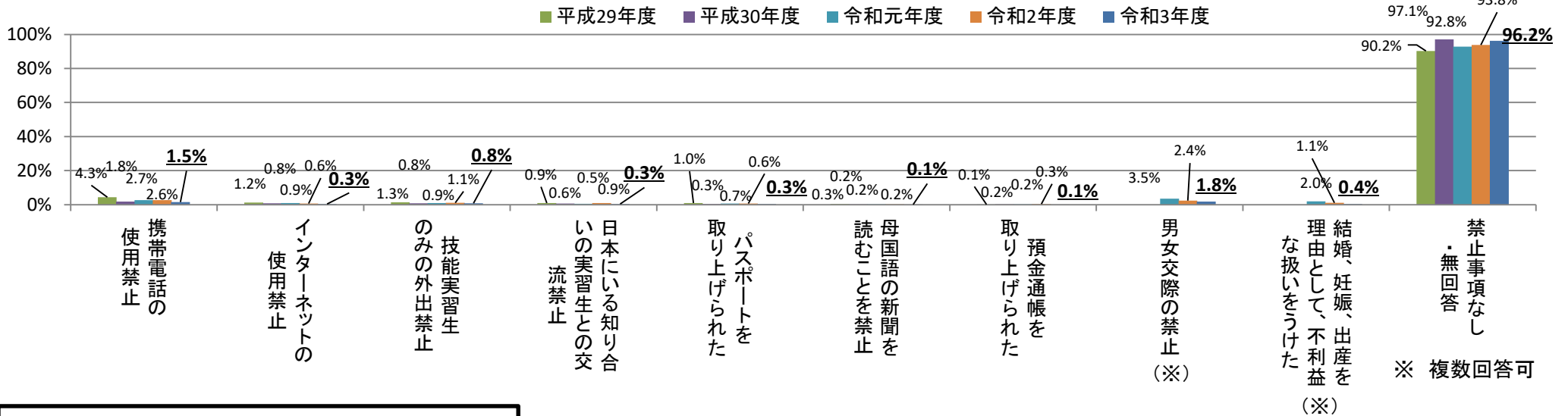
※保証金等とは、技能実習生本人または親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する保障に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

実習期間(在留)中の問題の有無

実習期間(在留)中の禁止事項

※「男女交際の禁止」及び「結婚、妊娠、出産を理由として不利益な扱いをうけた」は令和元年度から選択肢に追加。
 ※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含む。

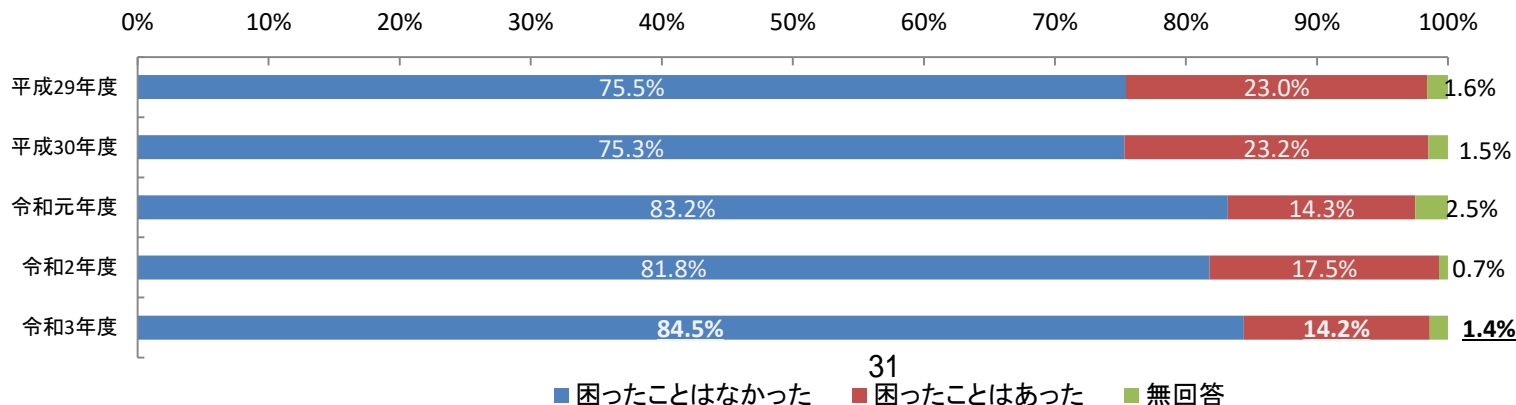
「禁止事項がなかった」との回答(無回答を含む)は96.2%となっている。禁止事項の内容は、「男女交際の禁止」が1.8%で最も多く、「携帯電話の使用禁止」が1.5%と続く。



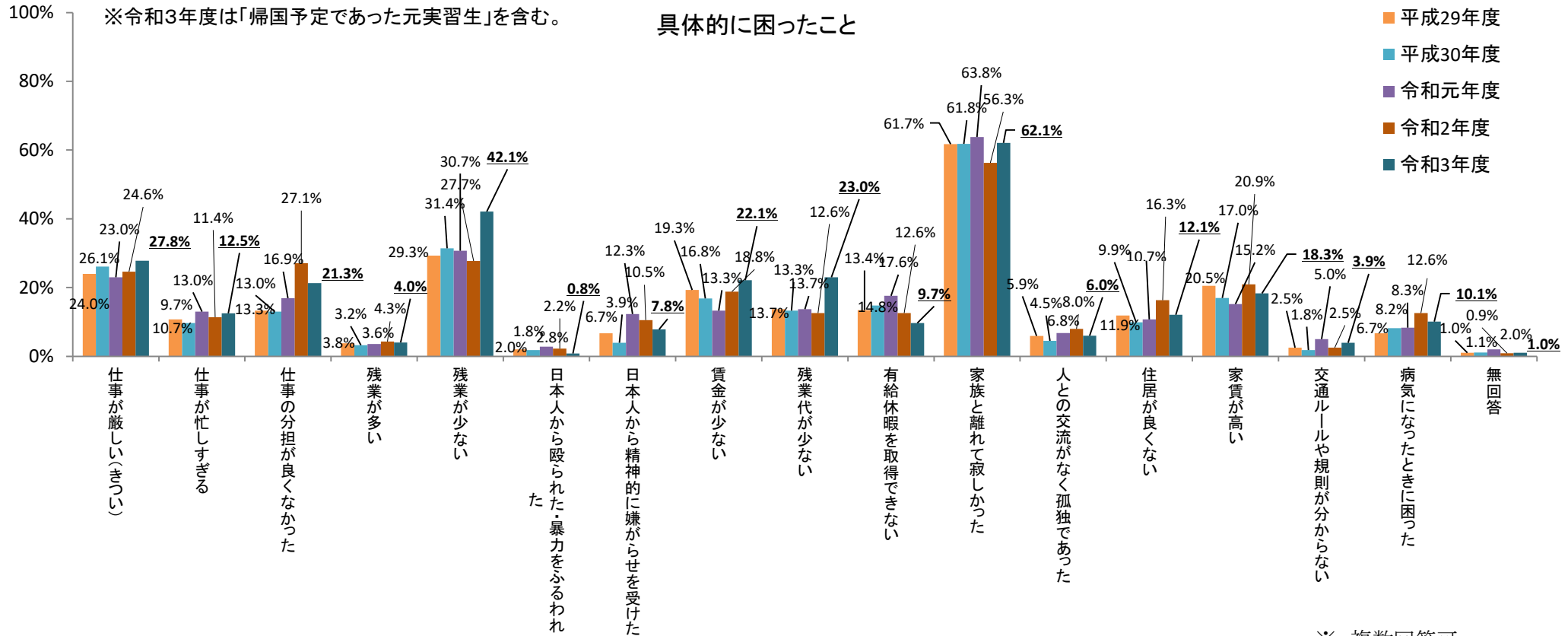
実習期間(在留)中の困ったこと

※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含む。

在留中にコミュニケーションの問題以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は84.5%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が62.1%で最も多い。



実習期間(在留)中の問題



自由記述欄(その他の意見)

有効回答をした7,930人のうち、949人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

- ・会社が実習生のプライベートに関与するのは、やり過ぎだと感じた。
- ・コロナ禍の影響で、外出ができずストレス発散の機会がなかった。
- ・源泉徴収と年金の手続き(処理)が難しいので個別に説明やサポートをして欲しかった。
- ・実習生というだけで、今でも軽蔑する日本人がいることがとても残念。
- ・日本で生活するには、税金などで引かれる金額が高いと感じた。
- ・食事などについては、宗教に配慮したことが分かるように表示して提供して欲しかった。
- ・会社と寮までの距離が遠いなど、公共交通機関が整備されていない地域だったので、生活するのが不便であった。

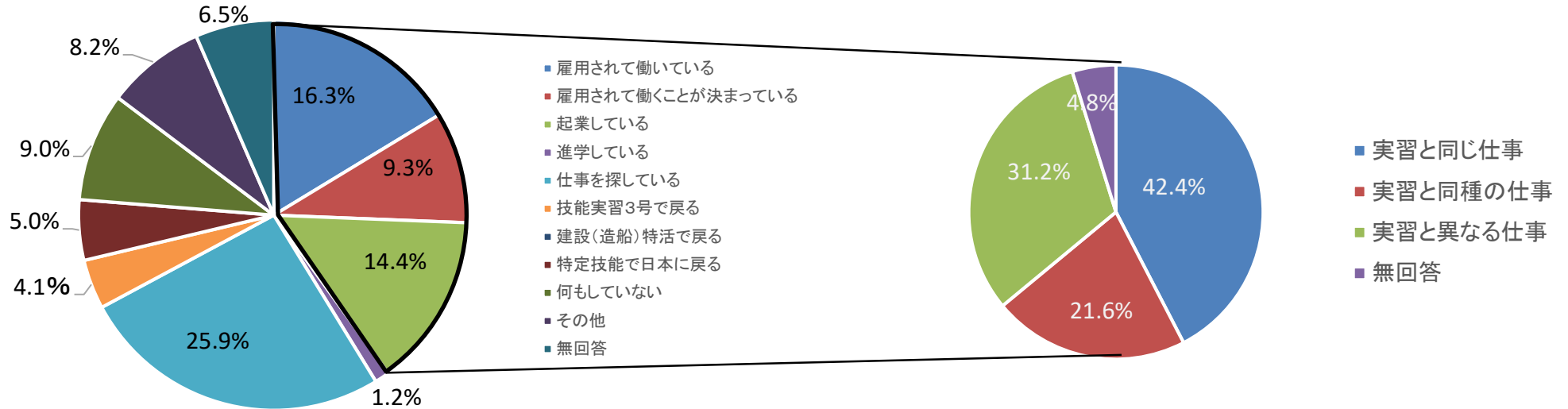
帰国後の就職状況(全体)

帰国後の就職状況

※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含まない。

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(16.3%)」「雇用されて働くことが決まっている(9.3%)」または「起業している(14.4%)」と回答した人は、40.0%となっている。

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(42.4%)」または「実習と同種の仕事(21.6%)」と回答した人が64.0%となっている。



	令和3年度	(令和2年度)
雇用されて働いている	16.3%	(22.8%)
雇用されて働くことが決まっている	9.3%	(9.9%)
起業している	14.4%	(18.5%)
上記3つの合計	40.0%	(51.2%)
進学している	1.2%	(1.6%)
仕事を探している	25.9%	(23.9%)
技能実習3号で戻る	4.1%	(5.5%)
建設(造船)特定活動で戻る	0%	(0.4%)
特定技能で日本に戻る	5.0%	(2.9%)
何もしていない	9.0%	(7.7%)
その他	8.2%	(4.0%)
無回答	6.5%	(2.9%)

	令和3年度	(令和2年度)
実習と同じ仕事	42.4%	(46.2%)
実習と同種の仕事	21.6%	(15.9%)
上記2つの合計	64.0%	(62.1%)
実習と異なる仕事	31.2%	(28.4%)
無回答	4.8%	(9.6%)

帰国後の就職状況(職種別)

		農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	25.8%	10.0%	9.8%	14.8%	18.7%	18.5%	14.5%
	雇用されて働くことが決まっている	5.9%	8.0%	8.3%	9.5%	10.9%	10.3%	9.7%
	起業している	14.8%	10.0%	14.3%	12.5%	5.4%	13.7%	19.3%
	上記3つの合計(※)	46.5%	28.0%	32.4%	36.8%	35.0%	42.5%	43.5%
	進学している	1.3%	4.0%	0.8%	0.8%	0.4%	1.7%	1.3%
	仕事を探している	23.7%	28.0%	23.5%	30.6%	24.1%	26.8%	25.0%
	技能実習3号で戻る	3.0%	6.0%	8.1%	1.9%	1.2%	4.2%	3.6%
	特定技能で日本に戻る	4.7%	6.0%	9.0%	6.4%	2.3%	3.6%	4.3%
	何もしていない	6.8%	6.0%	8.7%	10.3%	7.8%	8.5%	10.7%
	その他	6.4%	12.0%	10.0%	6.7%	14.0%	7.6%	7.0%
	無回答	7.6%	10.0%	7.5%	6.4%	15.2%	5.0%	4.6%
仕事の内容	実習と同じ仕事	50.0%	28.6%	36.6%	38.6%	80.0%	44.2%	31.9%
	実習と同種の仕事	30.0%	28.6%	14.5%	30.3%	7.8%	21.7%	23.0%
	上記2つの合計(※)	80.0%	57.2%	51.1%	68.9%	87.8%	65.9%	54.9%
	実習と異なる仕事	14.5%	42.9%	40.7%	27.3%	8.9%	30.5%	39.9%
	無回答	5.5%	0%	8.1%	3.8%	3.3%	3.6%	5.1%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(国籍別)

		ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	10.1%	26.7%	5.9%	19.5%	18.4%
	雇用されて働くことが決まっている	6.1%	13.8%	5.9%	9.5%	8.1%
	起業している	12.4%	3.4%	33.1%	15.3%	9.0%
	上記3つの合計(※)	28.6%	43.9%	44.9%	44.3%	35.5%
	進学している	0.8%	0.2%	2.6%	0.0%	4.0%
	仕事を探している	26.6%	26.2%	28.3%	10.5%	25.1%
	技能実習3号で戻る	5.8%	0.6%	4.7%	15.8%	5.4%
	特定技能で日本に戻る	5.9%	1.3%	5.7%	18.4%	8.1%
	何もしていない	10.6%	10.9%	4.2%	4.2%	15.2%
	その他	8.3%	12.1%	5.4%	1.1%	4.0%
	無回答	13.3%	4.8%	4.1%	5.8%	2.7%
仕事の内容	実習と同じ仕事	43.9%	54.0%	21.3%	44.0%	62.0%
	実習と同種の仕事	19.3%	30.5%	13.4%	19.0%	10.1%
	上記2つの合計(※)	63.2%	84.5%	34.7%	63%	72.1%
	実習と異なる仕事	32.1%	15.0%	55.6%	27.4%	22.8%
	無回答	4.7%	0.6%	9.7%	9.5%	5.1%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(実習区分別)

		1号	2号	3号
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	19.0%	17.6%	11.2%
	雇用されて働くことが決まっている	10.2%	9.8%	8.0%
	起業している	10.8%	14.0%	15.1%
	上記3つの合計(※)	40.0%	41.4%	34.3%
	進学している	1.8%	1.2%	1.2%
	仕事を探している	19.9%	27.6%	24.1%
	技能実習3号で戻る	2.6%	4.5%	4.2%
	特定技能で日本に戻る	5.0%	3.4%	10.4%
	何もしていない	10.8%	8.8%	9.4%
	その他	11.7%	7.3%	8.7%
	無回答	8.2%	5.9%	7.7%
仕事の内容	実習と同じ仕事	42.3%	43.1%	42.9%
	実習と同種の仕事	23.4%	22.9%	17.1%
	上記2つの合計(※)	65.7%	66.0%	60.0%
	実習と異なる仕事	32.1%	29.3%	34.1%
	無回答	2.2%	4.7%	5.9%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体等」という。)について、令和2年度に帰国した技能実習生(以下「元実習生」という。)への帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や現在、本邦に在留する技能実習生の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査対象

監理団体等

3. 調査方法

- (1)調査対象者に対し、調査票とオンラインによる回答説明書を送付
- (2)調査対象者は外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、またはオンラインにより回答
- (3)多肢選択方式及び自由記載

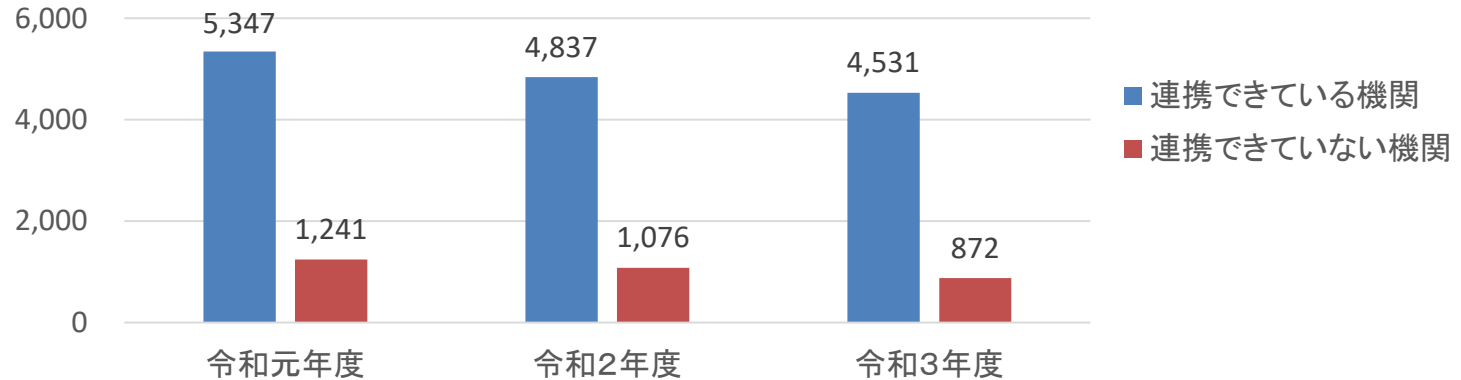
4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
3,175	2,936	92.5%

元実習生の帰国後の送出国との連携状況

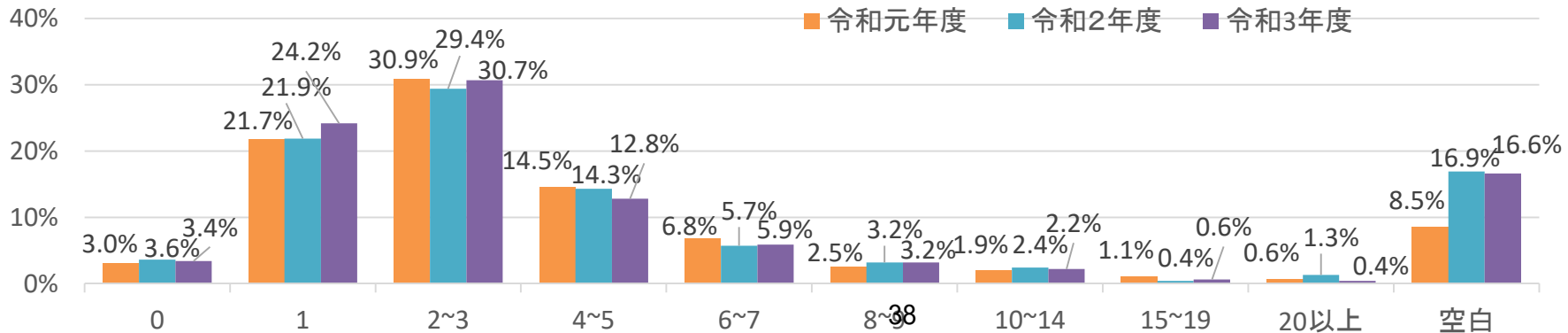
送出国との連携状況

送出国のうち、元実習生の帰国後の状況の把握等について、監理団体が「連携できている機関数」は4,531機関で、送出国の83.9%となっている。



連携できている送出国の状況

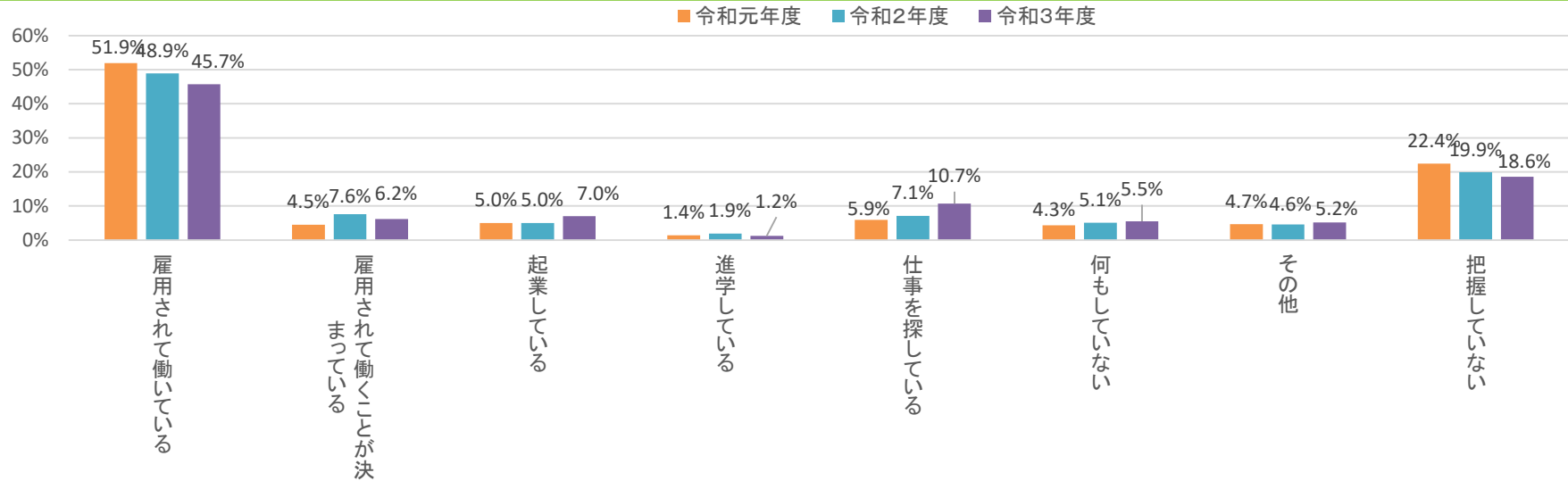
監理団体が連携できている送出国の数について、2~3の機関と回答した監理団体が最も多く、30.7%となっている。



元実習生の帰国後の就職状況

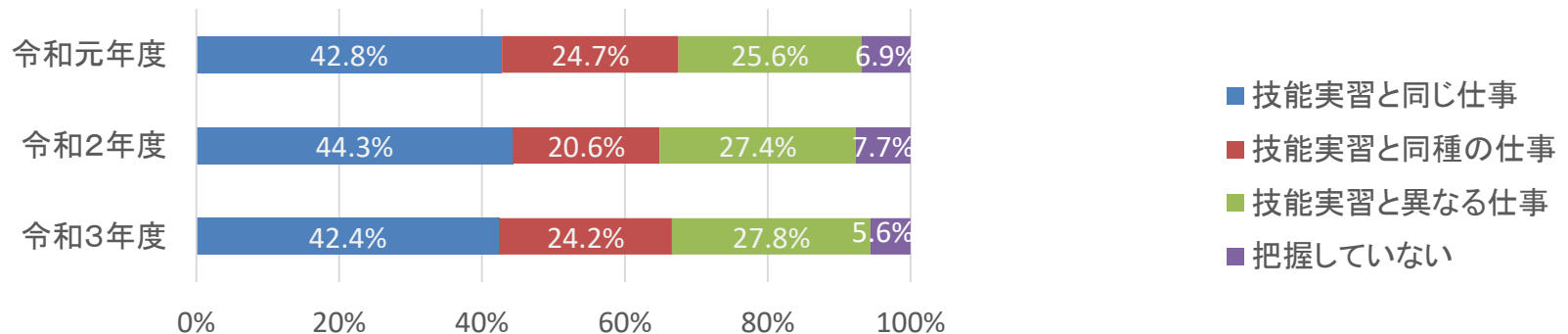
元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(45.7%)」、「起業している(7.0%)」または「雇用されて働くことが決まっている(6.2%)」と回答した合計が58.9%となっている。



帰国後の仕事内容

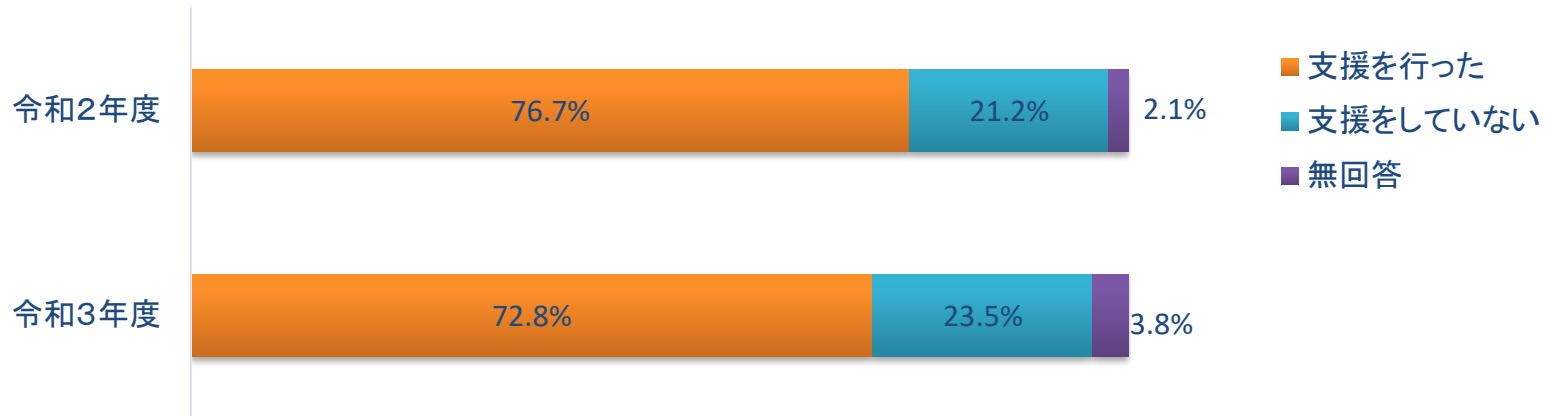
元実習生の従事する仕事の内容が、「技能実習と同じ仕事(42.4%)」または「技能実習と同種の仕事(24.2%)」と回答した合計は66.6%となっている。



元実習生への帰国後の支援状況

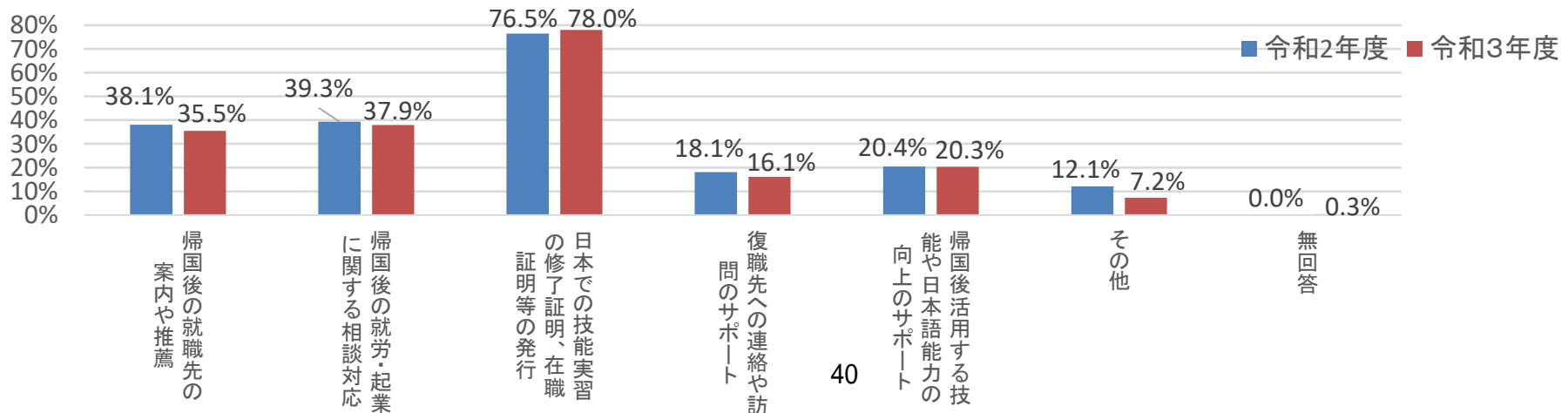
元実習生の技能移転を進めるための支援状況

元実習生の技能移転を進めるための支援(送出機関と連携して行った支援も含む)を行ったと回答した監理団体等が72.8%となっている。



具体的な支援内容

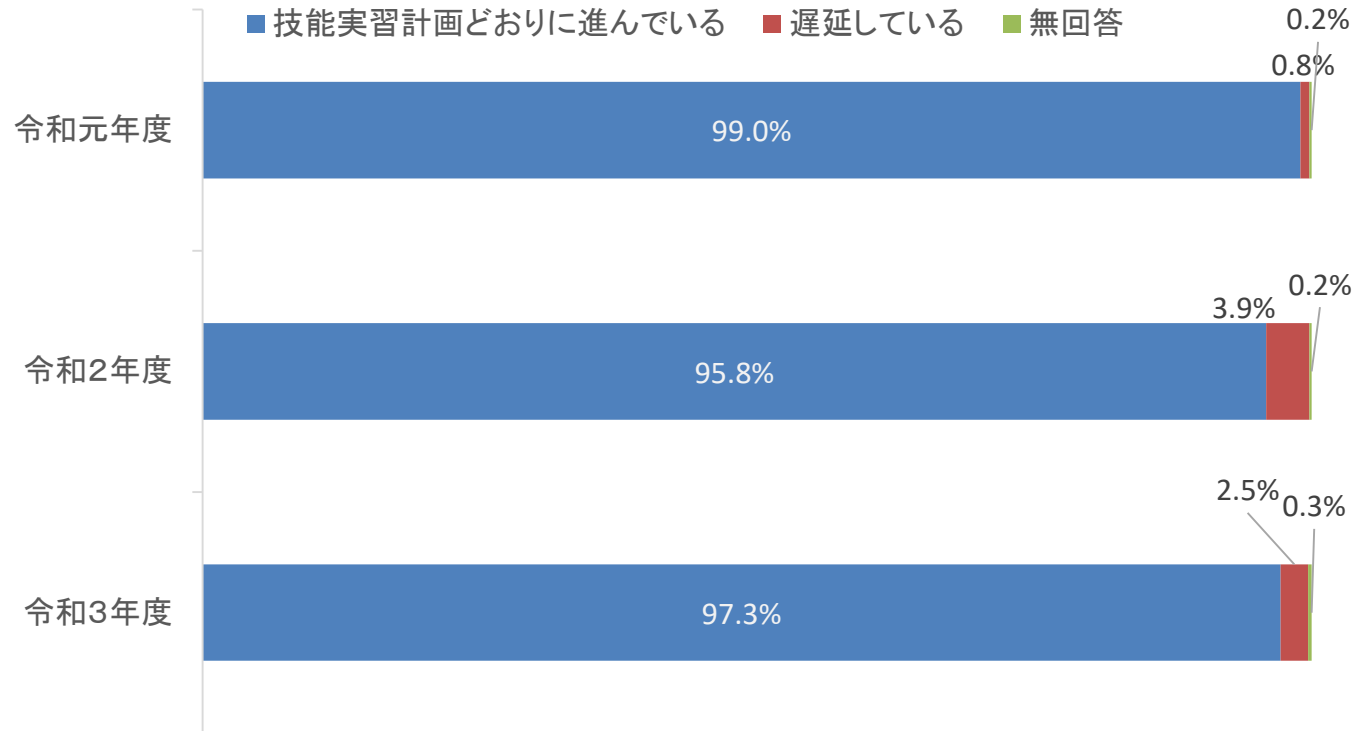
具体的な支援内容は、「日本での技能実習の修了証明、在職証明等の発行」が78.0%と最も多く、「帰国後の就労・起業に関する相談対応」が37.9%、「帰国後の就職先の案内や推薦」が35.5%と続いている。



実習期間中の技能実習の進捗状況

実習生の技能実習の進捗状況について

現在、本邦に在留する技能実習生について、「技能実習計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等は97.3%となっている。



福島県 I 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：中国・ベトナム

実習生の職種：畜産農業・耕種農業・婦人子供既製服装製造・惣菜製造

【ポイント】 ✓帰国後、監理団体及び送出機関の支援の下で個人会社を設立・経営
✓日本での実経験に基づいた衛生管理を導入

帰国後、監理団体・送出機関の支援の下で養豚場を設立・経営

中国人元実習生は、3年間の畜産農業（養豚）実習を修了し帰国した後、母国で豚肉の生産量が不足している状況を受け、自ら畜産会社を設立したいと考えた。これについて相談を受けた監理団体は、中国での営業許可証の申請手続について助言するとともに、生産場所の確保などについて送出機関を通じて支援した。元実習生は、これらの支援の下で個人会社を設立することができた。写真①②

送出機関の支援により、元実習生が来日前に所属した会社から種豚、飼料の仕入れ、獣医師の紹介等、必要な業務連携を行ってもらえた。さらに同社から技術面のサポートを受けながら、一貫経営（子畜生産から育成および肥育までを一貫して行う経営）の養豚場を独立経営している。

日本のS P F農場を基準とした衛生管理の導入

元実習生の実習先では、S P F豚（※）を飼養していたため、その経験に基づき、豚コレラ等の防止対策についてなるべく日本のS P F農場と同じ措置をとっている。元実習生は、農場を拡大するよりもまずは日本のS P F農場を基準とした衛生管理を確立し、食卓まで着実に美味しい豚肉を提供する経営方針をとっている。

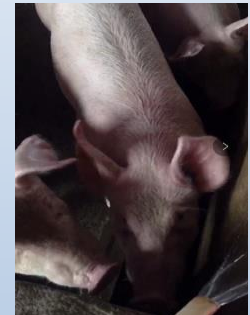
※SPF：Specific(特定の) Pathogen(病原体) Free(無い) の略で、あらかじめ指定された病原体を持っていないという意味。

写真①



会社外観

写真②



豚の飼育状況

広島県 T 実習実施者

【実習実施者概要】

実習生の国籍：マレーシア

実習生の職種：機械加工

【ポイント】 ✓実習実施者が送出国での取引拡大に向けて、自ら元実習生のフォローアップを実施

実習実施者の取引拡大に繋がる帰国後のフォローアップ

実習実施者は、マレーシアの提携企業から従業員を受け入れ、提携交流の促進や取引拡大への寄与などを目的として技能実習を行っている。

元実習生は、約5年間の機械加工（フライス盤）実習を修了し帰国した後、送り元企業に管理職として復職した。

実習実施者は元実習生の帰国後も、オンラインで技能的な質問に対応する体制を作っており、またオンライン会議ソフトによる定期ミーティングを月1回実施することで、フォローアップや情報共有を行っている。

実習実施者は、このような継続的なサポートにより提携企業の技術レベルの向上をはかり、より難易度の高い業務を依頼できるようにすることで、現地での取引拡大を目指している。

時間厳守・5Sが大切



制御盤操作をしている元実習生

日本で学んだ知識や技能を現地スタッフに普及

元実習生は、日本での実習中に学んだ職場での時間厳守、5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）に基づいた整理整頓などについて、管理職として現地スタッフに指導している。また、自身が日本で習得した機械加工技術をスタッフも習得できるように指導し、スタッフ自身で機械加工を行えるようになるまで教育するなど、知識や技能を現地での普及に貢献している。

茨城県 N 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：中国・カンボジア・ミャンマー

実習生の職種：内装仕上げ・耕種農業・金属プレス加工・工業包装

【ポイント】 ✓送出機関と協同で帰国者の人材データベースを構築し、就職支援
 ✓帰国後の元実習生のさらなる技術習得のため、再来日の機会を提供

日本で「生産者の責任」を学ぶ

元実習生は、3年間の耕種農業の実習を行い、復職した際に、実習での経験が評価され管理職として採用された。

現在は品種開発、生産管理、対外交流の業務に従事している。

元実習生は、日本の実習先の農家で聞いた「生産者の責任」という言葉が印象に残っているという。花は生きているので、出荷まで大切に育てなければならないだけでなく、出荷の際にもたくさん気をつけなければならないことがあり、花に対する考え方が変わった。

生産者として
責任を持つこと



栽培視察の指導状況

帰国者人材データベースによる就職支援

監理団体は、中国、カンボジア、ミャンマーの送出機関と協同で帰国者の人材データベースを構築し、帰国後の元実習生の就職等の支援を行っている。監理団体が出資し整備したネットワークに帰国者の情報を登録し、送出機関が窓口となることで、関係企業間での情報交換や就職・転職の推薦等に活用している。

帰国後、更なる技術修得を希望する者へ再来日の機会を提供

監理団体は、中国の関係機関と連携し、帰国後更なる技術取得を希望する元実習生に対して、1～3か月間の再来日による研修の機会を提供している。元実習生にとって、過去に身につけた技術を更新することができる貴重なチャンスであり、母国において更なる活躍が期待できる取組である。監理団体はこの取組にあたり、ビザ申請に関する全ての手続き、宿泊施設の提供、短期研修企業との連絡調整等の総合的な支援を行っている。

技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例①

令和3年度 調査結果

外国人技能実習機構

東京都 R 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、中国、ミャンマー、インドネシア、フィリピン、カンボジア
実習生の職種：そう菜製造業、ビルクリーニング、自動車整備、建設関係、牛豚食肉加工、介護

【ポイント】 ✓気軽に日本語を学習できるアプリを開発
✓監理団体がアプリを通して日本語学習の進行状況を把握し、フォローを図る

アプリ開発会社と共同で、日本語学習アプリを開発

監理団体はアプリ開発会社と共同で、2019年に技能実習生用の日本語学習アプリを開発した。写真①②

アプリの言語は、ベトナム語、中国語、ミャンマー語、カンボジア語、英語に対応している。内容は主に日本語能力試験（N4～N2）向けの練習であり、さらに自動車整備の専門用語が学べる「整備アプリ」、介護の専門用語が学べる「介護アプリ」も開発している。

アプリでは、絵入りの単語や文章が書かれたフラッシュカードを1枚ずつ表示させて、音声を再生したり、自分の発音を録音して日本人の発音と比較したりでき、最後にトライアルテストも受けることができる。

監理団体はこのアプリを通して各実習生の日本語学習の進行状況を把握し、実習実施者に対して月1回情報提供している。

実習生からの声

アプリを使用した実習生からは、スマホを使って勉強できるので時間や場所を問わず学習できる点や、時間つぶしのゲーム感覚で気軽に使える点が好評を得ている。
監理団体は、今後も実習生のニーズに添って改良していきたいと考えている。

写真①



- ① 繰り返し機能オン・オフ
- ② 音声の大きさ調整
- ③ 再生ボタン
- ④ 音声のスピード調整

写真②



文法解説動画(ベトナム語)

技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例②

令和3年度 調査結果

外国人技能実習機構

石川県 I 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：インドネシア

実習生の職種：漁船漁業

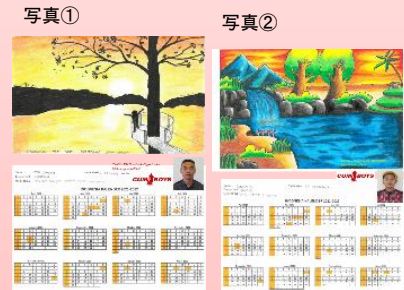
- 【ポイント】 ✓屋内でできる活動として自作のカレンダーを作成し、母国の家族に送る
- ✓バンドを結成し社会福祉施設などを訪問、コロナ禍では代わりに字幕入りのDVDを作成し配付

実習生が描いた故郷の絵でカレンダーを作成し、母国の家族に送る

これまで実習生は課外活動として、地域のスポーツ大会や祭りなどのイベントに参加していたが、コロナ禍の影響で屋外活動ができなくなった。そこで、監理団体と付き合いのあるNPO法人が、屋内でできる自作のカレンダー作りを提案した。

実習生が描いた故郷の絵や、母国語で書いた「簡単に諦めるな、学び続けろ」などといったモットーを、NPO法人がコンピュータに取り込んで編集し、カレンダーのデータを作成した。データは各実習生から本国で待つ家族に送付された。

また、投票で選ばれた優秀作品は、コロナ禍において食料支援をしてくれた在日本インドネシア大使館にも寄贈された。写真①②



写真付きのカレンダー

バンドを結成し、社会福祉施設などで演奏

漁業の実習生たちによりバンドが結成され、高齢者福祉施設などを訪問して演奏活動を行っている（2020年2月上旬まで）。この活動は、実習生と地域住民との交流の機会となるだけでなく、実習生自身の心の安定や健康維持などの効果が期待できる。一旦漁に出ると、船内生活における人間関係が気持ち不安定になりがちだが、歌やダンスをすることで気分転換になる。また、船内では昼夜逆転の生活になるが、課外活動により生活リズムを整えることで、健康維持の効果も期待される。

2020年2月中旬以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により訪問演奏は中止となったが、代わりにNPO法人が演奏や踊りの字幕付きDVDを作成し、希望する施設などに配付することとした。また、DVDを帰国時のお土産として持たせたところ、実習生たちに喜ばれた。写真③



演奏風景

技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例③

令和3年度 調査結果

外国人技能実習機構

高知県 K 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、カンボジア

実習生の職種：耕種農業、畜産農業

- 【ポイント】 ✓ボランティア活動を通して地域住民の理解を得た
- ✓中小企業団体中央会主催の日本語教室を活用、希望する実習生には漢字教室を開催

地域のボランティア活動に参加し、地域住民の理解を得た

実習生たちは課外活動の一環としてサッカーチームを結成し、普段は公園のコートで練習をしているが、ある時監理団体に、隣のゲートボール場を利用している地元高齢者から、「見慣れない人たちがいて怖い」という声が寄せられた。実習生たちは監理団体からの提案を受け、その高齢者の方々がボランティアで行っている公園の芝刈りを手伝うことにした。その結果互いにコミュニケーションが取られるようになり、地元高齢者の不安も解消された。

監理団体ではこのほか、入国後の研修の際に、実習生に公園の清掃などの地域ボランティア活動に参加してもらっている。高齢者が多い地域では、自宅まで行って粗大ゴミを運び出す作業を手伝うなど地域住民の手助けをしている。

日本語教室を開催、希望者には漢字教室も

監理団体では、高知県中小企業団体中央会の制度を利用し、講師派遣を受けて日本語教室を開催している。2021年には合計18名の実習生が参加し、週末2時間ほどのテキストを使用した授業が全10回開催された。写真①

中央会の日本語教室は初級レベルの内容であるが、さらに上級レベルの内容を希望する実習生に対しては、監理団体が自ら漢字教室を開催している。監理団体の連絡網等を通じて希望者を募り、一定の人数が集まった際には、実習実施者の繁忙期を避けて実施している。

監理団体主催で県内旅行を実施

コロナ禍の影響でイベントなどが制限されたことを受け、監理団体は県内での旅行を実施した。旅行は2回に分けられ、実習生全員が参加できるように配慮された。県内の名所などを回り、旅館に宿泊する旅程が生まれ、実習生にとって楽しい思い出になったほか、実習生どうしが仲良くなれる機会にもなった。写真②

写真①



使用しているテキスト

写真②



浴衣姿の実習生

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

外国の送出機関については、法令でその要件が定められていますが、外国の送出機関として、より適正に業務を行い、意欲の高い技能実習生候補者を送り出すために、進んだ取組みを行っている送出機関もあります。今回、外国人技能実習機構（機構）では、これらの進んだ取組みを行っている送出機関を見極めるポイントを、実際に送出機関が取り組んでいる事例とともに、送出機関の要件ごとにまとめましたので、ぜひお役立てください。

また、優良な送出機関の事例については、監理団体の皆さま同士でも情報交換することをおすすめします。

◎外国の送出機関の要件とポイント

1. 認定送出機関又は公的機関からの推薦を受けていること

〔送出国がMOC（二国間取決め）作成国の場合〕
機構HPで公表されている [認定送出機関](#) ですか？

アクセスはこちら



✓ 機構HP内の外国政府認定送出機関一覧を確認しましょう。

〔送出国がMOC未作成国の場合〕
所在国もしくは所在地域の公的機関からの推薦状を有していますか？

✓ 送出機関の担当者に問い合わせ、写しを確認しましょう。

2. 制度の趣旨を理解している者を適切に選定し、送出を行っていること

受け取った求人に対し、送出機関はどのような手段・過程で募集や選考を行っていますか？

✓ 送出機関が、SNS（Facebook、TikTok、Zalo等）やHP上で行っている募集広告などを確認し、仕事内容や報酬、技能実習開始までの流れなどについて適切に説明しているか確認しましょう。

✓ 送出機関にも直接、確認しましょう。

“送出機関名”

検索

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 送出機関は、募集に際し、技能実習制度の趣旨をどのように説明していますか？
- 送出機関は、募集に際し、帰国後に成果を発揮する意欲の高い技能実習生候補者をどのように確保していますか？
- 送出機関は、求人条件（就業場所、就業時間、賃金（税金・社会保険料による控除を含む）、業務内容、日本での生活等）や、日本で失踪することにより生じるリスク等について、どのように説明していますか？
- 技能実習生候補者は実際に、上記内容を十分理解していますか？
 - ✓ 送出機関から技能実習生候補者に対して実際に行っている説明を聞いてみましょう。
 - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が技能実習制度の趣旨を十分に理解しているか確認してみましょう。
 - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が帰国後のキャリアプランを描けているか確認してみましょう。
 - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が求人条件や失踪のリスク等について十分に理解しているか確認してみましょう。
- 送出機関は、求人情報と技能実習生候補者のマッチングをどのように行っていますか？
 - ✓ 送出機関が、どのような職種や業務、賃金の技能実習であっても、即座に内容を受諾する様子はないか、また、技能実習生候補者の希望や事情も踏まえてマッチングを行っているかなど、技能実習生候補者と実習実施先のマッチングを真剣に考えているのかを確認しましょう。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 悪質なブローカーを介在させるなど、技能実習生候補者の費用負担の増大につながる方法により技能実習生候補者の確保が行われていませんか？
- ✓ 送出機関に「技能実習生の採用にあたり、ブローカーが技能実習生に多額の仲介手数料の徴収を行っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。
- ✓ 技能実習生候補者に「送出機関に登録するにあたり、ブローカーを利用し、多額の金銭を支払っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。

(参考)

日本とベトナム政府とのMOCでは、送出機関がブローカーの介入を許容する行為を禁止しています。

送出機関の取組事例

〔事例1〕

募集説明会を毎週開催し、参加者全員にメンターを付けている。そして、参加者には、あらゆる疑問を解消した上で、自らの意思により登録するよう求めている。また、技能実習生候補者を募集するにあたり、次のように、送出機関独自の取次ぎ方針を定め、その方針に賛同する者のみを選定している。

送出機関独自の取次ぎ方針

準備機関（※）において日本語教育やビジネスマナー教育、キャリアプラン教育等を約1年間行い、その間に適切な実習実施者とのマッチングを行う。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

送出機関の取組事例

〔事例2〕

送出国の国立職業訓練校を準備機関（※）として提携している。この訓練校のカリキュラムは、日本の技術資格をベースに開発されていることに加え、送出機関においても同資格をもとにe-learningテキストや動画コンテンツを作成し、この訓練校の生徒に自習用教材として提供している。つまり、技能実習生候補者は、日本に高い関心を持ち、訓練校で学んだ日本の知識や技術をさらに深く身につけたいと考える者の中から選抜されることとなるため、意欲の高い技能実習生候補者の確保ができています。

※ 準備機関：技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいい、例えば、外国で技能実習生になろうとする者が所属していた会社や、技能実習生になろうとする者を広く対象とするような日本語学校を経営する法人、旅券や査証の取得代行手続を行う者などが含まれる。

〔事例3〕

技能実習生候補者との面接選考について、一般的に監理団体が行うケースもあるところ、実習実施者が送出国に赴き直接選考を行うようにしている。これにより、実習実施者が技能実習生候補者の性格や趣味など個々の状況をあらかじめ詳しく知ることができ、その上で選抜を行うことができる。そのほか、実習実施者は「自身が選んだ技能実習生」、技能実習生は「実習実施者に選ばれた」という意識が生じ、入国前から実習実施者と技能実習生の間で、責任感や信頼関係を育むことができています。

また、実習実施者に技能実習生候補者の家族と面談を行った上で受入れを決定させている。技能実習生候補者の家族は、実習実施者と会うことで、安心して技能実習生を日本に送り出すことができ、これにより失踪等のトラブルも少なくなっている。

〔事例4〕

送出国政府が管轄する職業訓練校複数校を準備機関として活用し、技能実習生候補者を主として同校の卒業生から直接選抜することで、ブローカーの介入や職歴・教育歴の詐称を防止している。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

3. 技能実習生候補者から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、本人にも明示して十分に理解させていること

□ 費用の算出基準はどのようになっていますか？内訳に不明な点はありませんか？

✓ 算出基準や支払名目が不明瞭な点がある場合には、送出機関に説明を求めましょう。

□ 送出機関は費用の算出基準をどのように公表し、また、どのように技能実習生に理解させていますか？

✓ 送出機関による公表手段や公表内容を確認しましょう。
(紙面交付、募集パンフレット記載、インターネット掲載 等)

※ 各国の言語のHP等についても、ブラウザの自動翻訳機能などを活用して確認することが効果的です。

✓ 技能実習生にも、費用に関する送出機関とのやり取りについて確認しましょう。

□ 〔送出機関及び監理団体に変更がない場合〕
「技能実習3号口」に移行するベトナム人技能実習生からサービス手数料を徴収していませんか？

✓ 技能実習3号口移行時にベトナム人技能実習生に対して「送出機関からサービス手数料を徴収されていないか」を尋ねるようにしましょう。

(参考)

ベトナム政府の規定では、団体監理型技能実習における技能実習2号から3号に移行する際、監理団体及び送出機関に変更がない場合、送出機関は技能実習生からサービス手数料を徴収できないこととされています。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

送出機関の取組事例

〔事例1〕

採用面接合格前は食費以外の全ての費用を無料にし、技能実習生候補者の費用負担削減に取り組んでいる。さらに、以下のように自社HPにおいて手数料その他費用を内訳も含めて公表し、透明性を確保している。

法定手数料を遵守。日本で報道される法外な出国費用は徹底的に除外。職種による費用の差も一切ナシ。

<弊社出国費用設定>

VND(円)

◆サービス料(手数料)： VND(円)

◆教育・生活費： VND(円)

◆施設利用・管理・修繕費： VND(円)

採用面接合格から出国迄の期間問わず、一律。つまり 4 か月で日本へ行っても、半年で日本へ行っても、1年で日本へ行っても同額。

【備考】

◇上記費用は3年職種の技能実習生の負担費用です。

◇納付総額は職種・性別・年齢・在校期間を問わず一律です。

◇教育・生活費には、入校～出国の学費・寮費・水道光熱費・制服代・テキスト代(みんなの日本語、オリジナルテキスト)・出国前健康診断・査証申請費用等が含まれます。

◇施設利用・管理・修繕費：エアコン、キッチン、冷蔵庫、洗濯機等、備え付け備品の使用、維持・修繕にかかる費用です。

◇1JPY=200VND

(金額は伏せて掲載しています。)

4. 技能実習生が帰国後、習得した技能等を適切に活用できるよう就職先のあっせんなどの支援を行うこと

技能実習生に対して、帰国前にキャリア相談を実施していますか？

✓ 送出機関が技能実習生から過去に受けた相談や、それに対する対応を確認しましょう。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 帰国後の技能実習生に対する就職先のあっせん実績や現在のあっせん可能な就職先、その他支援方法はどのようになっていますか？

送出機関の取組事例

〔事例1〕

帰国前の技能実習生に対して、オンライン方式で面談を行い、帰国後の進路やキャリアに関する相談を受けているほか、帰国後の技能実習生に対しては、希望に沿った分野で、グループ会社の就職支援コースを紹介している。

〔事例2〕

日本での実習により修得した能力・知識・技術を活かし、独立開業したい技能実習生を支援している。例えば、自動車整備工場を独立開業したい技能実習生に対して、開業資金融資や自動車リース、自動車保険等の送出機関のグループ会社が一丸となって、帰国後の技能実習生の夢が実現するよう応援している。

5. 帰国した技能実習生による技能等の移転状況等について日本側が行う調査に協力すること・その他日本側からの要請に応じること
6. 送出機関又はその役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと
7. 送出国の法令に従って事業を行うこと

✓ 日本の関係法令についても情報収集し理解しているか確認しましょう。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

8. 送出機関又はその役員が、以下の行為を過去5年以内にしていないこと

- ・ 保証金の徴収等により、技能実習生や技能実習生の関係者（※）の金銭その他の財産を管理する行為
- ・ 技能実習に係る契約の不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をする行為
- ・ 技能実習生等の人権を侵害する行為
- ・ 技能実習の実施等に係る許可を受けさせる目的で、技能実習関係の文書を偽造する等の行為

※ 技能実習生の関係者：技能実習生又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者

（技能実習生等との契約書実物を確認し）技能実習生等に不利な条項が含まれていませんか？

技能実習生の職務履歴書等、送出機関が作成した書類について、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させていますか？

✓ 送出機関による書類作成のプロセスを確認しましょう。

✓ 送出機関が作成した書類について、送出機関から十分な説明があったか、内容を理解した上で署名したかを、技能実習生にも確認しましょう。

※ なお、監理団体が送出機関と、契約の不履行についての違約金契約やキックバックなどの不当な利益を得る契約を締結した場合は、監理団体の監理許可が取り消されることがあります。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

9. 技能実習生等が技能実習に関連して、保証金の徴収等により金銭その他の財産が管理されていないことや契約不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をしていないことについて、技能実習生から確認すること

✓ 送出機関が技能実習生に対して上記を実施したか確認しましょう。

10. その他、技能実習の申込みを適切に監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

□ 送出機関が実施する入国前教育は適切な内容となっていますか？

✓ 以下の点を送出機関に確認しましょう。

- ・ 具体的にどのように入国前教育を行っているか。
- ・ 入国前教育のカリキュラムはどのようなものか。
- ・ 教育を効果的に行うためにどのような工夫をしているか。
- ・ 日本語は、どの程度のレベルまで修得可能か。
- ・ 日本語教師の資格を有している者はいるか。
- ・ 送り出す人材の日本語能力について、正確な情報を提供しているか。
- ・ 教育の内容に見合った費用となっているか。

※ 入国前教育が充実している送出機関で教育を受けた技能実習生は、日本入国後の文化や言語のギャップが少なくなるため、スムーズに技能実習を開始することが可能です。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 技能実習を行っている間、技能実習生を適切にサポートしていますか？
- ✓ 監理団体と協力して、速やかに技能実習生からの相談に対応できる体制が確保されているか、確認しましょう。
- ✓ 技能実習生に何らかの問題が生じた際に、監理団体との連絡・協議のための体制を構築しているか、確認しましょう。
- ※ 日本に駐在事務所や支社を置いているなど、日本国内に駐在員がいる送出機関であれば、定期的あるいは、万が一のトラブルの際に迅速に技能実習生の元を訪れ対応することが可能です。

送出機関の取組事例

〔事例1〕

入国前教育に、キャリアプラン教育として、送出国での実際の求人情報を活用し、帰国時点の日本語能力試験の取得級によって就職先の選択肢に違いがあることや、日本語能力次第で帰国後(～定年)の収入の見込みに差が生じることを理解してもらっている。このキャリアプラン教育の結果、入国後の日本語能力試験の受験率は向上し、入国後半年も経たずにN3に合格する技能実習生も輩出した。

また、その他の入国前教育として、トラブルの事前防止の為に実例を元にして、技能実習生候補者に主体的に考えさせるケーススタディも行っている。例えば、食品製造業の実習に従事する予定の技能実習生候補者に対しては、作業場でアクセサリーを付けると、異物混入の可能性が生じる等、作業場のルールを守らなかった場合に生じるリスクについて教育を行っている。

〔事例2〕

帰国後の技能実習生に入国前講習の講師になってもらい、来日前の技能実習生に対し、技能実習実施先での技能実習事例を紹介してもらったり、試験会場等にて農業の実技指導を行ってもらったりすることで、来日後の日本式農業実習を円滑に開始できるように工夫している。また、日本語講習を最低6か月実施することにより、N4、N5レベルで来日させることができている。

外国の送出機関を選ぶ際のポイント

送出機関の取組事例

〔事例3〕

技能実習生が送出機関のメンター社員や日本連絡事務所のスタッフと連絡を取れるよう連絡体制を整えている。入国前から、技能実習生と送出機関職員や送出機関の日本事務所との間で、密なつながりを作り、信頼関係を構築することを意識している。そうすることで、日本入国後も、業務連絡だけでなく、日々の出来事なども気軽に送出機関職員に連絡しやすい雰囲気や体制を作ることが可能となっている。技能実習生が日頃の本音を送出機関職員に伝えやすい環境となっていることから、火種が小さいうちから相談ができ、ある日突然大きなトラブルが発生することを防いでいる。

また、技能実習生の生活態度や性格の特徴を、送出機関での研修を受けていた際の様子から把握し、日本の実習実施者にあらかじめ伝えることで、実習実施者に技能実習生の特性を知ってもらい、より技能実習生の人柄に寄り添った業務指導をしていただくようにしている。

そのほか、技能実習生に問題が生じた際には、個別に対応し、技能実習生をサポートしている。技能実習生が入院をした際は、送出機関日本事務所から入院先へのお見舞いを行っているほか、送出機関から技能実習生の家族に連絡し、随時入院状況の報告を行い、技能実習生や技能実習生の家族の不安を取り除くようにしている。

〔事例4〕

送出機関の日本事業部が技能実習生とその家族、実習実施者、監理団体の全連絡先を把握し、いつでも連絡がとれる体制を構築している。家族とは、技能実習生の出国前に顔合わせを行う等、コミュニケーションを密に取っている。入国直後や実習開始直前、開始後1か月程度、移行試験前等、技能実習生が不安を抱えやすいタイミングにはより密に連絡を取ることで、技能実習生が「一人ではない」と感じられ、実習に安心・集中して取り組めるように工夫している。また、災害時には、日本語と送出国の母語を扱える日本人社員から正確な情報を提供している。

<災害時のフォロー体制>

- ①技能実習生の安否確認
- ②送出機関社内のSNS連絡網において情報共有
- ③本国の家族へ技能実習生の安否を報告



オンライン通話 (Zoom) での相談対応を始めます

これまでの電話、メールによる母国語相談に加え、ウェブ会議システムZoomを利用して、オンライン通話による音声相談ができるようになります。電話番号を持っていなくても、Wi-fi環境下でインターネット回線を使用して相談ができます。

8カ国語に対応していますので、是非、お気軽にご相談ください。

(ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語)

※事前にメールアドレスの取得が必要になります。またスマートフォン、タブレットをご利用の方はZoomアプリのダウンロードが必要になります。

※お金はかかりません。

※ウェブカメラをオフにした状態で音声通話のみで相談を行います。

※開始時期は4月12日(水)より。

Zoomでのオンライン通話の手順

①外国人技能実習機構(OTIT)の母国語相談フォームに必要事項を記載し、母国語相談室へメールを送信します。(https://www.support.otit.go.jp/soudan/)

※メールは、Gmail、Outlookなどのフリーメールが使えます。

②母国語相談室とメールで相談日時を調整し、オンライン会議室のURL、ID、パスコードの案内を受けます。

※相談日時は、母国語相談の対応日時になります。

③Zoomアプリの「Zoom Cloud Meeting」をダウンロードし、インストールします。※アカウント登録は不要です。

④相談日時に、URLからZoomのオンライン会議室にアクセスし、通話相談を開始します。

⑤相談時には、画像や映像などの電子データを提出する事も可能です。

◆母国語相談の対応日時

対応言語	対応日	対応時間	対応言語	対応日	対応時間
ベトナム語	月～土	月～金 11:00～19:00	英語	火・木・土	月～金 11:00～19:00
中国語	月・水・金・土	土・日 9:00～17:00	タイ語	木・日	土・日 9:00～17:00
インドネシア語	火・木		カンボジア語	木	
フィリピン語	火・木・土		ミャンマー語	火	

【オンライン通話での相談対応における留意事項】

- 通信料(パケット代)などオンライン通話にかかる費用は自己負担になります。
- オンライン通話の利用に際し、インターネットに関する各種トラブルが発生した場合は、自己責任となります。
- オンライン通話で知り得た情報については、個人情報として厳重に取り扱います。
- オンライン通話の利用者は別途定める「オンライン通話による母国語相談利用規約」を遵守するものとします。

※なお、Facebook Messengerによる音声通話相談対応は令和5年4月27日をもって終了といたします。

■お問い合わせ先



外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)
指導援助部援助課 TEL03-6712-1965

オンライン通話による母国語相談利用規約

外国人技能実習機構（以下「当機構」といいます。）が実施するオンライン通話による母国語相談（以下「オンライン相談」といいます。）を利用するためには、本利用規約への同意が必要となります。なお、第6条により、利用を申し込んだ場合は、本利用規約に同意したものとみなします。

第1条（目的）

当機構の母国語相談業務におけるサービス提供方法の一つとして、オンライン相談の機会を提供します。

第2条（対象者）

オンライン相談を利用できるのは、次の全ての条件を満たす方です。

- (1)技能実習生（元技能実習生を含む。）
- (2)(1)の代理人、支援者等（原則として、外国籍の者で日本語によるコミュニケーションが困難な者）
- (3)スマートフォン、PC等を所有し、第4条の通信に使用するアプリケーションソフトなどオンライン相談に必要な環境を準備できる方

第3条（利用料）

オンライン相談の利用料は無料とします。ただし、オンライン相談を利用するための通信機器・通信料等の費用はオンライン相談を利用する方（以下「利用者」といいます。）が負担するものとします。

第4条（通信に使用するアプリケーションソフト）

オンライン相談では、オンライン通信のアプリケーションソフトとして「ZOOM」を使用します。オンライン相談の利用に当たっては、別途「ZOOM サービス規約」にも同意いただく必要があります。オンライン相談を申込み、これを利用する場合は、当該利用規約にも同意したものとみなします。

第5条（利用環境）

利用者は、以下の環境（端末・接続環境）をもって、オンライン相談を利用することとします。

- (1)利用者はウイルス感染等のセキュリティ侵害が発生していない安全な端末を利用すること。
- (2)利用者端末はインターネットに接続されていること。（秘匿性及び安全性が不明なものや接続経路の管理状況が不明な無料のインターネット接続サービス等の利用は禁止する。）

第6条（利用申込み等）

(1) 予約申込みの際に、次の事項をお伝えいただくことが必要です。なお、2回目以降についての予約申込みは、オンライン相談の際にも行うことができます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 希望日時
- ④ 連絡先メールアドレス

(2) 予約申込みを受けて、当機構で日程調整を行い、オンライン相談の実施日時及び使用URLをご連絡します

(3) キャンセルの場合は、メールにてご連絡をお願いします。なお、連絡がないまま(2)の実施日時を10分経過した場合は、キャンセルとみなします。連絡がないままキャンセルした場合は、今後のオンライン相談の利用をお断りする場合があります。

第7条（利用の記録等）

(1) 当機構は、オンライン相談の運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向上のために、オンライン相談の利用時間帯、サイト等へのアクセス履歴及び利用者を使用した端末装置等の識別情報を記録することがあります。

(2) 当機構がオンライン相談において、利用者から提供を受けた電磁的記録については、当機構に対し提出されたものとしてみなすとともに、提出された情報を本業務の目的に使用することを利用者が同意したものとみなします。

(3) 当機構は前第1項の定めにより記録した情報を、個々の端末装置が特定できる形式で公開しないものとします。ただし、法令に基づき、官公庁、捜査機関等から開示又は提供を要求された場合はこの限りではありません。

第8条（個人情報保護）

(1) 利用者の個人情報は、本業務の目的以外に利用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じ、秘密保持を図るものとします。

(2) 利用者は、第12条(3)に規定する措置を講じ、秘密保持を図るものとします。

第9条（免責事項）

(1) オンライン相談の利用に関し、利用者が使用した通信に関する環境（端末、回線、ソフト、利用場所等の一切を含む。）に起因して発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた被害について、当機構は一切責任を負わず、当該損害を賠償する義務を負わないものとします。

(2) 通常講ずべきセキュリティ対策を講じても防止できない外部からのサイバー攻撃や災害、停電など、当機構の責に帰すべき事由によらず利用者に損害が発生しても当機構は一切責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとします。

第10条（損害賠償）

利用者が、本利用規約に違反した結果、当機構が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとします。

第11条（法令等の遵守）

利用者は、オンライン相談の利用に当たって、本利用規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとします。

第12条（その他留意事項）

(1) 脅迫や暴言、就職目的以外の利用等適正なオンライン相談の遂行に支障があると判断した場合には、オンライン相談を中止又はお断りすることがあります。

(2) オンライン相談の際には、秘密保持のため、個室又は周囲に他人がいない環境を整えてください。

通訳、介助者等の同席が必要な場合には、予め当機構にお伝えください。

(3) オンライン相談に先立ち、第4条に規定するアプリケーションを使用可能な状態にしておいてください。

また、通信環境がオンライン相談に支障がないことの確認を済ませて下さい。その他、オンライン相談に利用する端末等について以下のとおりとしてください。

・ オンライン相談において利用するブラウザやソフトウェアについては常に最新のバージョンに更新し、最新のパッチを適用してください。

(4) オンライン相談を実施するための通信に要する費用は、全て利用者のご負担となります。特に、従量制の料金設定としている場合など十分ご注意ください。

第13条（本利用規約の変更）

当機構は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとします。本規約の変更後にオンライン相談を利用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなします。

第14条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本利用規約には、日本法が適用されるものとします。オンライン相談の利用に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

外国人技能実習機構 指導援助部援助課

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁